

新	旧
<p data-bbox="507 268 1154 306" style="text-align: center;">第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p data-bbox="246 367 1412 472">1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p data-bbox="314 514 700 548">(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p data-bbox="344 590 1421 737">(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実にともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や<u>計画的かつ継続的な</u>研修を実施する。</p>	<p data-bbox="1822 268 2469 306" style="text-align: center;">第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p data-bbox="1570 367 2736 472">1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p data-bbox="1638 514 2024 548">(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p data-bbox="1668 590 2745 737">(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実にともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c <u>広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるため</u>の緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの<u>提供</u></p> <p><u>(h) 役場等の所在地に係る河川について、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いての、市町村等への浸水想定の情報提供。</u></p> <p><u>(i)</u> 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p><u>(j)</u> 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p><u>(k)</u> 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p><u>(l)</u> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。</p> <p><u>(m)</u> 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制 ウ. 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 エ. 勧告による移転者への融資、資金の確保</p> <p>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。</p> <p><u>(n)</u> 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地す</p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p>d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの<u>開示</u></p> <p>(h) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>(i) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>(j) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>(k) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。</p> <p>(l) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制 ウ. 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 エ. 勧告による移転者への融資、資金の確保</p> <p>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。</p> <p>(m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地す</p>

べり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

(o) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の**発表**・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの**提供**。

(1) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の**発表**、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

ウ【関係機関が実施する計画】

(ウ) 災害応急対策等への備え

e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、**輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく**など協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

べり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

(n) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(o) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の**発令**・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

(b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの**開示**。

(1) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の**発令**、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

ウ【関係機関が実施する計画】

(ウ) 災害応急対策等への備え

e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

新	旧
<p data-bbox="537 264 1121 302">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p data-bbox="240 363 471 394">第3 計画の内容</p> <p data-bbox="299 436 557 468">2 情報の分析整理</p> <p data-bbox="320 474 1424 617">県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p data-bbox="320 623 1418 695"><u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1852 264 2436 302">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p data-bbox="1552 363 1783 394">第3 計画の内容</p> <p data-bbox="1611 436 1869 468">2 情報の分析整理</p> <p data-bbox="1632 474 2736 617">県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。</p> <p>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、<u>平成29年11月1日現在、196協定</u>である。</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。</p> <p>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成28年11月1日現在、187協定である。</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害時小児周産期リエゾン</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院<u>佐久医療センター</u>又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。等)による支援体制を確保する。</p> <p>また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する<u>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得る<u>ことにより、または、当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ア)非常災害時の整備</u></p> <p>県及び市町村は、<u>社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。</u></p> <p>(イ) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する<u>ものとする。</u></p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得る<u>ことにより、または、当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。</p> <p>なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災設備等の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。</p> <p>(イ) 組織体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。</p>

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(カ) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(キ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

(ク) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うものとする。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深める

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(オ) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(カ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深める

とともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

とともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(キ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定する。(資料編参照)(危機管理部)</p> <p>また、松本空港及び松本平広域公園周辺他を広域防災拠点とし、整備、運用について検討を行う<u>とともに、他の広域防災拠点の選定についても検討を行う。</u>なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定する。(資料編参照)(危機管理部)</p> <p>また、松本空港及び松本平広域公園周辺他を広域防災拠点とし、整備、運用について検討を行う。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>また、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(チ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ツ) 市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会、<u>(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の緊急的な待避場所」</u>への移動又は<u>「屋内での待避等」</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内での待避等」</u>安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(タ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）</p>

新

第12節 孤立防止対策

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。

方式別	平成28年度末市町村数
同報系（一斉通報）	67（87.0%）
移動系（移動局）	64（83.1%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

旧

第12節 孤立防止対策

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

新	旧
第14節 給水計画	第14節 給水計画
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成29年3月31日現在、県下の水道事業者及び水道用水供給事業者には、<u>2,813</u>箇所（<u>976,457</u>m³）の配水池があり、そのうち上水道事業及び水道用水供給事業者で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、<u>275</u>箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 b 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓（10口）を配置する。 c ボトルウォーター「川中島の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。 <u>d 予備水源、予備電源の確保を行う。</u></p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題 平成29年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車<u>46</u>台、給水タンク<u>338</u>個、ポリタンク等<u>3,418</u>個、ろ過器<u>36</u>器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p> <p>(2) 実施計画 イ【水道事業者が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 飲料水供給場所の整備を行う。 b 「応急給水マニュアル」<u>等</u>により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。 <u>c 給水源の確保を行う。</u> <u>d 給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。</u> <u>e 円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した災害協定に基づく訓練を実施する。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成28年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,743箇所（976,835m³）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、274箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 b 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓（10口）を配置する。 c ボトルウォーター「川中島の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題 平成28年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車44台、給水タンク343個、ポリタンク等3,409個、ろ過器37器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。</p> <p>(2) 実施計画 イ【水道事業者が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 飲料水供給場所の整備を行う。 b 実施マニュアルの作成を行う。 c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を<u>推進</u>する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を<u>推進</u>する。 c 隣接事業者と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 <u>g 復旧資材の備蓄を行う。</u> <u>h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を<u>促進</u>する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を<u>促進</u>する。 c 隣接事業者と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p>

新

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第3 計画の内容

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成28年度末市町村数
同報系（一斉通報）	67（87.0%）
移動系（移動局）	68（88.3%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

旧

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第3 計画の内容

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成25年度末現在次のとおりである。

方式別	平成25年度末市町村数
同報系（一斉通報）	66（85.7%）
移動系（移動局）	69（89.6%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成29年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,715</u>箇所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,610</u>箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、<u>適宜</u>見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを<u>計画的</u>に推進する。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)</p> <p>国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p> <p>7 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>本県では、平成29年4月1日現在で26,950区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,325区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)</p> <p>(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の<u>発表</u>及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成28年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,714箇所、崩壊土砂流出危険地区4,607箇所である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。</p> <p>また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っていた。</p> <p>これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを<u>積極的に</u>推進する。</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)</p> <p>国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。</p> <p>7 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成28年4月1日現在で26,600区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,332区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)</p> <p>(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の<u>発令</u>及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、<u>豪雨に対する</u>安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 防災重点ため池[※]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 ※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には約<u>1,700</u>箇所<u>余りの</u>農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、<u>下流に人家や公共施設等がある</u>ため池が決壊した場合には、<u>甚大な被害を</u>及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や<u>補強を</u>講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) <u>調査結果</u>に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、<u>支援する。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) <u>適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 防災重点ため池[※]等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 ※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 現状及び課題 県内には約<u>1,800</u>箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、<u>万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある</u>ことから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（農政部） (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) <u>点検調査委の結果</u>に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、<u>支援を行う。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) <u>適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p> (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p> b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p> (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p> b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> イ 地震総合防災訓練</p> <p> 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。</p> <p> (ア) 実施時期</p> <p> <u>原則として防災週間（8月30日～9月5日）</u>に実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> イ 地震総合防災訓練</p> <p> 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。</p> <p> (ア) 実施時期</p> <p> 防災の日（9月1日）に実施するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。</p> <p><u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、ほかの都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受け入れ態勢の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。</p> <p>【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における平成28年4月1日現在の組織数は<u>3,687</u>であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は92.5%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は<u>92.6%</u>となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における平成27年4月1日現在の組織数は3,669であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は92.5%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は92.5%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p><u>(ウ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第36節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、<u>NPO・NGO及び企業等</u>の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な<u>支援</u>活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が<u>連携して</u>環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの事前登録を、市町村社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。 3 <u>災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制の在り方について検討する。</u> 4 <u>国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。</u> 5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会<u>等</u>の設置を図る。 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>3 ボランティア団体間の連携 (2) 実施計画 県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、<u>国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体と連携し、</u>ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議<u>等</u>の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 (2) 実施計画 県（危機管理部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な<u>支援</u>活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が<u>それぞれの立場で</u>環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの事前登録を、市町村社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>3 ボランティア団体間の連携 (2) 実施計画 県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 (2) 実施計画 県（危機管理部・健康福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 水防に関する水位情報発表時の対応</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p><u>また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）</p> <p>(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には<u>防災気象情報等を十分把握するとともに</u>、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難<u>勧告等を発令するとともに</u>、<u>適切な</u>避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(ウ) 住民に対して<u>避難勧告等を発令する</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示(緊急)</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 水防に関する水位情報発表時の対応</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）</p> <p>(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら<u>気象情報等に十分注意し</u>、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(ウ) 住民に対して<u>避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行う</u>にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には</u>、避難行動をとりやすい時間帯における<u>準備情報の提供</u>に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」</u>や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのある</p>

著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が <u>特に異常であるため</u> 重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	<u>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪</u> によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	<u>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等</u> によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が <u>特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が <u>特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が <u>特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が <u>特に異常であるため</u> 重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） <u>のように、特に警戒すべき事項が明記される。</u>
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると <u>と</u> 予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には 括弧を付して、 大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） として、 特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 <u>強風による災害</u> 」に加えて「 <u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u> 」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い <u>竜巻等の突風</u> や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに表される。
雷注意報	落雷により災害発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達し雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 洪水 浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(2) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（平成30年3月8日）

- 注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
- 注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注4) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- 注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	北部	長野地域	長野市	213	91	150
長野県	長野県	北部	長野地域	須坂市	236	92	157
長野県	長野県	北部	長野地域	上田市	195	94	142
長野県	長野県	北部	長野地域	坂城町	203	109	149
長野県	長野県	北部	長野地域	小布施町	188	84	141
長野県	長野県	北部	長野地域	高山村	270	98	173
長野県	長野県	北部	長野地域	信濃町	235	93	160
長野県	長野県	北部	長野地域	小川村	212	89	150
長野県	長野県	北部	長野地域	飯綱町	215	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	中野市	201	87	149
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	飯山市	225	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	山ノ内町	293	100	181
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	木島平村	210	87	151
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	野沢温泉村	216	84	154
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	栄村	281	101	181
長野県	長野県	北部	大北地域	大町市	309	85	191
長野県	長野県	北部	大北地域	池田町	216	71	148
長野県	長野県	北部	大北地域	松川村	266	85	171
長野県	長野県	北部	大北地域	白馬村	331	91	201
長野県	長野県	北部	大北地域	小谷村	316	109	193
長野県	長野県	中部	上田地域	上田市	230	100	160
長野県	長野県	中部	上田地域	東御市	238	100	162
長野県	長野県	中部	上田地域	青木村	213	101	153
長野県	長野県	中部	上田地域	長和町	240	94	164
長野県	長野県	中部	佐久地域	小諸市	244	98	162
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久市	270	91	179
長野県	長野県	中部	佐久地域	小海町	262	81	169
長野県	長野県	中部	佐久地域	川上村	304	95	192
長野県	長野県	中部	佐久地域	南牧村	266	86	174
長野県	長野県	中部	佐久地域	南相木村	275	82	183
長野県	長野県	中部	佐久地域	北相木村	284	81	187
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久穂町	266	88	178
長野県	長野県	中部	佐久地域	軽井沢町	366	109	214
長野県	長野県	中部	佐久地域	御代田町	303	100	191
長野県	長野県	中部	佐久地域	立科町	231	91	160
長野県	長野県	中部	松本地域	松本	243	83	163
長野県	長野県	中部	松本地域	塩尻	253	86	167
長野県	長野県	中部	松本地域	安曇野市	275	81	174
長野県	長野県	中部	松本地域	麻績村	210	80	143
長野県	長野県	中部	松本地域	生坂村	212	73	147
長野県	長野県	中部	松本地域	山形村	242	67	163
長野県	長野県	中部	松本地域	朝日村	265	74	172
長野県	長野県	中部	松本地域	筑北村	208	81	145
長野県	長野県	中部	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	348	90	204
長野県	長野県	中部	諏訪地域	岡谷市	258	98	173
長野県	長野県	中部	諏訪地域	諏訪市	247	102	171
長野県	長野県	中部	諏訪地域	茅野市	253	95	168
長野県	長野県	中部	諏訪地域	下諏訪町	250	105	160
長野県	長野県	中部	諏訪地域	富士見町	276	91	172
長野県	長野県	中部	諏訪地域	原村	259	88	167
長野県	長野県	南部	上伊那地域	伊那市	274	82	177
長野県	長野県	南部	上伊那地域	駒ヶ根市	297	90	195
長野県	長野県	南部	上伊那地域	辰野町	266	93	174
長野県	長野県	南部	上伊那地域	箕輪町	243	87	167
長野県	長野県	南部	上伊那地域	飯島町	347	111	220
長野県	長野県	南部	上伊那地域	碓氷輪村	287	79	177
長野県	長野県	南部	上伊那地域	中川村	260	86	184
長野県	長野県	南部	上伊那地域	宮田村	324	88	208
長野県	長野県	南部	木曾地域	輪川	289	82	185
長野県	長野県	南部	木曾地域	上松町	308	96	200
長野県	長野県	南部	木曾地域	南木曾町	332	114	222
長野県	長野県	南部	木曾地域	木曽村	301	79	184
長野県	長野県	南部	木曾地域	王滝村	408	126	240
長野県	長野県	南部	木曾地域	大蔵村	341	103	216
長野県	長野県	南部	木曾地域	木曽町	330	92	200
長野県	長野県	南部	下伊那地域	飯田市	401	115	241
長野県	長野県	南部	下伊那地域	松川町	278	93	194
長野県	長野県	南部	下伊那地域	高森町	306	109	208
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿南町	397	131	255
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿智村	381	135	248
長野県	長野県	南部	下伊那地域	平谷村	407	149	260
長野県	長野県	南部	下伊那地域	根羽村	426	146	264
長野県	長野県	南部	下伊那地域	下條村	394	131	250
長野県	長野県	南部	下伊那地域	赤木村	443	147	274
長野県	長野県	南部	下伊那地域	天龍村	442	130	271
長野県	長野県	南部	下伊那地域	泰阜村	338	110	223
長野県	長野県	南部	下伊那地域	森木村	289	98	197
長野県	長野県	南部	下伊那地域	豊丘村	265	83	186
長野県	長野県	南部	下伊那地域	大鹿村	323	87	204

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

(2) 雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧

- 注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。
- 注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- 注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注4) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- 注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
長野県	長野県	北部	長野地域	長野市	213	91	150
長野県	長野県	北部	長野地域	須坂市	236	92	157
長野県	長野県	北部	長野地域	千曲市	195	94	142
長野県	長野県	北部	長野地域	坂城町	203	109	149
長野県	長野県	北部	長野地域	小布施町	188	84	141
長野県	長野県	北部	長野地域	高山村	270	98	173
長野県	長野県	北部	長野地域	信濃町	235	93	160
長野県	長野県	北部	長野地域	小川村	212	89	150
長野県	長野県	北部	長野地域	飯綱町	215	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	中野市	201	87	149
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	飯山市	225	85	157
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	山ノ内町	293	100	181
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	木島平村	210	87	151
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	野沢温泉村	216	84	154
長野県	長野県	北部	中野飯山地域	栄村	281	101	181
長野県	長野県	北部	大北地域	大町市	309	85	191
長野県	長野県	北部	大北地域	池田町	216	71	148
長野県	長野県	北部	大北地域	松川村	266	85	171
長野県	長野県	北部	大北地域	白馬村	331	91	201
長野県	長野県	北部	大北地域	小谷村	316	109	193
長野県	長野県	中部	上田地域	上田市	230	100	160
長野県	長野県	中部	上田地域	東御市	238	100	162
長野県	長野県	中部	上田地域	青木村	213	101	153
長野県	長野県	中部	上田地域	長和町	240	94	164
長野県	長野県	中部	佐久地域	小諸市	244	98	162
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久市	270	91	179
長野県	長野県	中部	佐久地域	小海町	262	81	169
長野県	長野県	中部	佐久地域	川上村	304	95	192
長野県	長野県	中部	佐久地域	南牧村	266	86	174
長野県	長野県	中部	佐久地域	南相木村	275	82	183
長野県	長野県	中部	佐久地域	北相木村	284	81	187
長野県	長野県	中部	佐久地域	佐久穂町	266	88	178
長野県	長野県	中部	佐久地域	軽井沢町	366	109	214
長野県	長野県	中部	佐久地域	御代田町	303	100	191
長野県	長野県	中部	佐久地域	立科町	231	91	160
長野県	長野県	中部	松本地域	松本	243	83	163
長野県	長野県	中部	松本地域	塩尻	253	86	167
長野県	長野県	中部	松本地域	安曇野市	275	81	174
長野県	長野県	中部	松本地域	麻績村	210	80	143
長野県	長野県	中部	松本地域	生坂村	212	73	147
長野県	長野県	中部	松本地域	山形村	242	67	163
長野県	長野県	中部	松本地域	朝日村	265	74	172
長野県	長野県	中部	松本地域	筑北村	208	81	145
長野県	長野県	中部	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	348	90	204
長野県	長野県	中部	諏訪地域	岡谷市	258	98	173
長野県	長野県	中部	諏訪地域	諏訪市	247	102	171
長野県	長野県	中部	諏訪地域	茅野市	253	95	168
長野県	長野県	中部	諏訪地域	下諏訪町	250	105	160
長野県	長野県	中部	諏訪地域	富士見町	276	91	172
長野県	長野県	中部	諏訪地域	原村	259	88	167
長野県	長野県	南部	上伊那地域	伊那市	274	82	177
長野県	長野県	南部	上伊那地域	駒ヶ根市	297	90	195
長野県	長野県	南部	上伊那地域	辰野町	266	93	174
長野県	長野県	南部	上伊那地域	箕輪町	243	87	167
長野県	長野県	南部	上伊那地域	飯島町	347	111	220
長野県	長野県	南部	上伊那地域	碓氷輪村	287	79	177
長野県	長野県	南部	上伊那地域	中川村	260	86	184
長野県	長野県	南部	上伊那地域	宮田村	324	88	208
長野県	長野県	南部	木曾地域	輪川	289	82	185
長野県	長野県	南部	木曾地域	上松町	308	96	200
長野県	長野県	南部	木曾地域	南木曾町	332	114	222
長野県	長野県	南部	木曾地域	木曽村	301	79	184
長野県	長野県	南部	木曾地域	王滝村	408	126	240
長野県	長野県	南部	木曾地域	大蔵村	341	103	216
長野県	長野県	南部	木曾地域	木曽町	330	92	200
長野県	長野県	南部	下伊那地域	飯田市	401	115	241
長野県	長野県	南部	下伊那地域	松川町	278	93	194
長野県	長野県	南部	下伊那地域	高森町	306	109	208
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿南町	397	131	255
長野県	長野県	南部	下伊那地域	阿智村	381	135	248
長野県	長野県	南部	下伊那地域	平谷村	407	149	260
長野県	長野県	南部	下伊那地域	根羽村	426	146	264
長野県	長野県	南部	下伊那地域	下條村	394	131	250
長野県	長野県	南部	下伊那地域	赤木村	443	147	274
長野県	長野県	南部	下伊那地域	天龍村	442	130	271
長野県	長野県	南部	下伊那地域	泰阜村	338	110	223
長野県	長野県	南部	下伊那地域	森木村	289	98	197
長野県	長野県	南部	下伊那地域	豊丘村	265	83	186
長野県	長野県	南部	下伊那地域	大鹿村	323	87	204

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（平成29年10月20日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	-	69
長野県	軽井沢	79	99
長野県	飯田	46	81
長野県	野沢温泉	388	353
長野県	信濃町	206	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	197	187
長野県	大町	116	117
長野県	菅平	156	152
長野県	開田高原	137	115

※既往最大積雪深は、平成27年7月までの値。

- 注1) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
- 注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注3) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（平成27年12月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野県	長野	67	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	-	69
長野県	軽井沢	79	99
長野県	飯田	47	81
長野県	野沢温泉	386	353
長野県	信濃町	207	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	200	187
長野県	大町	118	117
長野県	菅平	156	152
長野県	開田高原	139	115

※既往最大積雪深は、平成27年7月までの値。

- 注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもの。
- 注2) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
- 注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。
- 注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- 注3) 特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（平成29年11月1日現在）

発表官署		長野県地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪 (観波高)											
高潮												
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										
	強風 (平均風速)	13m/s										

警報・注意報発表基準一覧表

（平成25年11月11日現在）

発表官署		長野県地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風 (平均風速)	17m/s										
	暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm、山沿い、12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪 (観波高)											
高潮												
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										
	強風 (平均風速)	13m/s										
風雪	13m/s 雪を伴う											

風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
大雪	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
波浪 (有義波高)											
高潮											
雷	落雷等により被害が想定される場合										
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃上で日降水量が20mm以上										
濃霧 (視程)	100m										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※1}		最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}				最小湿度20%で実効湿度55% ^{※3}				
なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高く、または日降水量が15mm以上										
低温	夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下		夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)				夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)			夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下										
着氷	著しい着氷が予想される場合										
着雪	著しい着雪が予想される場合										
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm										

- ※1 湿度は長野地方気象台の値。
 ※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
 ※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。
- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
 - 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

(平均風速)											
大雪 (12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm、山沿い、12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm、菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm、聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
波浪 (有義波高)											
高潮											
雷	落雷等により被害が想定される場合										
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃上で日降水量が20mm以上										
濃霧 (視程)	100m										
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※1}		最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}				最小湿度20%で実効湿度55% ^{※3}				
なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高く、または日降水量が15mm以上										
低温	夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下		夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)				夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)			夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下										
着氷	著しい着氷が予想される場合										
着雪	著しい着雪が予想される場合										
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm										

- ※1 湿度は長野地方気象台の値。
 ※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
 ※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。
- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
 - 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表1 大雨警報基準 (平成29年7月7日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	14	70
	須坂市	11	92
	千曲市	8	71
	坂城町	8	78
	小布施町	8	103
	高山村	10	103
	信濃町	8	112
	小川村	8	89
	飯綱町	6	110
中野飯山地域	中野市	8	83
	飯山市	9	84
	山ノ内町	8	85
	木島平村	8	85
	野沢温泉村	7	85
大北地域	大町市	9	68
	池田町	8	68
	松川村	8	75
	白馬村	10	102
	小谷村	9	95
上田地域	上田市	9	66
	東御市	8	94
	青木村	8	88
	長和町	8	96
佐久地域	小諸市	10	86
	佐久市	7	70
	小海町	8	90
	川上村	10	101
	南牧村	10	100
	南相木村	7	102
	北相木村	9	107
	佐久穂町	8	90
	軽井沢町	10	100
	御代田町	8	95
	立科町	8	86
松本地域	松本	10	87
	碓氷	10	124
	安曇野市	9	87
	南嶺村	9	104
	生坂村	9	87
	山形村	7	137
	朝日村	7	124
	筑北村	9	87
東嶺上高地地域	東嶺上高地	14	137

別表1 大雨警報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	70
	須坂市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	83
	飯山市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	84
	山ノ内町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	85
	木島平村	R3=70	85
	野沢温泉村	R1=40	85
大北地域	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	66
	東御市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	86
	佐久市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	86

(2/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
諏訪地域	岡谷市	12	87
	諏訪市	12	90
	茅野市	7	105
	下諏訪町	14	116
	富士見町	10	103
上伊那地域	原村	9	116
	伊那市	11	95
	駒ヶ根市	10	109
	辰野町	10	121
	箕輪町	9	101
	飯島町	11	109
	南箕輪村	8	101
	中川村	9	109
	宮田村	8	154
	木曾地域	樽川	7
上松町		10	142
南木曾町		10	151
木祖村		7	147
王滝村		13	161
大桑村		10	149
木曾町		10	128
下伊那地域		飯田市	12
	松川町	10	124
	高森町	10	130
	阿南町	13	165
	阿智村	12	171
	平谷村	13	189
	根羽村	12	187
	下條村	12	175
	売木村	12	189
	天龍村	13	175
	泰阜村	9	165
	喬木村	9	130
	豊丘村	9	124
	大鹿村	11	124

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地：R1=45	87
		平坦地以外：R1=60	
	塩尻	平坦地：R1=40	124
		平坦地以外：R1=50	
	安曇野市	平坦地：R1=40	87
		平坦地以外：R1=60	
	麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87
	山形村	平坦地：R1=40	137
		平坦地以外：R1=45	
朝日村	R1=40	124	
筑北村	R1=60	87	
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40	87
		平坦地以外：R1=50	
	諏訪市	平坦地：R1=40	90
	茅野市	平坦地：R1=40	105
		平坦地以外：R1=60	
	下諏訪町	R1=60	116
	富士見町	R1=70	103
	原村	R1=60	116
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50	95
		平坦地以外：R1=70	
	駒ヶ根市	平坦地：R1=50	109
		平坦地以外：R1=60	
	辰野町	R1=60	121
	箕輪町	平坦地：R1=50	101
		平坦地以外：R1=60	
	飯島町	R1=60	109
南箕輪村	平坦地：R1=50	101	
	平坦地以外：R1=60		
	中川村	R1=50	109
宮田村	平坦地：R1=50	154	
	平坦地以外：R1=60		
木曾地域	樽川	R1=60	131
	上松町	R1=50	142
	南木曾町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	王滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曾町	R1=70	128
	下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=50
平坦地以外：R1=60			
松川町		R1=60	124
高森町		R1=60	130
阿南町		R1=50	165
阿智村		R1=60	171
平谷村		R1=60	189
根羽村		R1=70	187
下條村		R1=50	175
売木村		R1=60	189
天龍村		R1=70	175
泰阜村		R1=50	165
喬木村		R1=60	130
豊丘村		平坦地：R1=50	124
		平坦地以外：R1=60	
大鹿村	R1=60	124	

別表2 洪水警報基準 (平成29年11月1日)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	豊川流域=68.1, 浅川流域=11.8, 阿田川流域=4, 野川流域=6.9, 碓氷川流域=10, 赤野田川流域=3.7, 保科川流域=5, 土沢川流域=18.9, 鳥居川流域=14.5, 横川流域=7.7, 小川流域=9.4, 太田川流域=5.4, 当麻川流域=4.8, 穂花川流域=19.4	豊川流域=(5, 56.2), 阿田川流域=(7, 3.6), 鳥居川流域=(5, 13), 当麻川流域=(5, 4.3), 穂花川流域=(5, 17.4)	千曲川[秋瀬下・立ヶ花], 豊川[小市], 信濃川水系穂花川[岡田]	
	須坂市	松川流域=16.2, 八木沢川流域=10.1, 鮎川流域=14.5, 百々川流域=11.4, 仙仁川流域=6.5	—	千曲川[秋瀬下・立ヶ花]	
	千曲市	沢山川流域=7.3, 佐野川流域=6.2, 夏瀬川流域=3.7, 女沢川流域=3.9	千曲川流域=(7, 38.9)	千曲川[生田・秋瀬下]	
	飯綱町	日名沢川流域=6.1, 谷川流域=4.2	—	千曲川[生田・秋瀬下]	
	小布施町	松川流域=18.7, 八木沢川流域=9.6, 藤井川流域=5.9, 浅川流域=12	—	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	松川流域=15.7, 八木沢川流域=8.8	—	—	
	信濃町	鳥居川流域=8.7, 吉野川流域=3.6, 関川流域=21.3, 赤川流域=5.1	鳥居川流域=(5, 7.8), 関川流域=(5, 21.3), 赤川流域=(5, 5.1)	—	
	小川村	土沢川流域=16.8, 小川川流域=9.3	—	—	
	飯綱町	鳥居川流域=12.3, 八坂川流域=5.3, 既尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 11)	—	
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=16.5, 既尾川流域=9.4, 碓氷川流域=5.6, 藤井川流域=5.9, 江都川流域=6.2	千曲川流域=(5, 46.7)	千曲川[立ヶ花]
飯山市		桑名川流域=4.1, 出川流域=4.2, 広井川流域=4.2, 日光川流域=4, 樽川流域=16.2	千曲川流域=(5, 52.8)	千曲川[立ヶ花]	
山ノ内町		夜間瀬川流域=14, 三沢川流域=6.8	—	—	
木島平村		黒川流域=11.2, 樽川流域=12	—	千曲川[立ヶ花]	
野沢温泉村		千曲川流域=101.2, 池の沢川流域=4.4, 湯沢川流域=3.6, 赤澤川流域=4.5	—	千曲川[立ヶ花]	
栄村		千曲川流域=101.5, 志久見川流域=17.7, 北野川流域=13.5, 小夏作川流域=4, 中津川流域=30.1	—	—	
大北地域		大田市	豊川流域=68.5, 会瀬川流域=3.7, 高瀬川流域=32.7, 黒島川流域=8.2, 碓氷川流域=4.4, 黒島川流域=13.2, 土沢川流域=8.2	豊川流域=(5, 68.3), 会瀬川流域=(5, 3.3), 黒島川流域=(5, 7.3)	—
		池田町	高瀬川流域=33	—	—
		松川村	高瀬川流域=32.9, 乳川流域=10, 芦間川流域=6.1	—	—
		白鳥村	碓氷川流域=12.9, 横川流域=6.6, 松川流域=13.4, 大樽川流域=4.8	碓氷川流域=(7, 11.6)	—
	小谷村	碓氷川流域=22.6, 中谷川流域=15.7	碓氷川流域=(6, 20.3)	—	
	上田地域	上田市	碓氷川流域=16.1, 菅原川流域=7.9, 阿島川流域=4.1, 産川流域=11.1, 湯川流域=6.9, 碓氷川流域=3.8, 矢出沢川流域=7.4, 神川流域=17.5, 大沢川流域=4, 碓氷川流域=11.3, 碓氷川流域=6, 角間川流域=6, 碓氷川流域=3.6, 依田川流域=27.9, 内村川流域=11.3, 碓氷川流域=13.6	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 6.6)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
東御市		会瀬川流域=4.8, 赤沢川流域=4.7, 所沢川流域=3.4, 碓氷川流域=17.9, 小相沢川流域=4.4, 大石沢川流域=4.6, 碓氷川流域=2.5	所沢川流域=(5, 2.4), 碓氷川流域=(7, 2.2)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
青木村		碓氷川流域=11.7, 阿島川流域=4.1	—	—	
長和町		依田川流域=19.3, 五十鈴川流域=4, 大門川流域=13.9, 道川流域=6	—	—	
長野上高地地域		岡谷市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=50	—	—
		碓氷市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	—	—
		下諏訪町	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	—	—
		富士見町	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	—	—
		原村	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	—	—
		伊那市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=70	—	—
	駒ヶ根市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=80	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=80	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=80	—	—	
木曾地域	上松町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	南木曾町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	木曽町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	王滝村	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	大桑村	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	木曾町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	上伊那市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
下伊那地域	碓氷市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	
	碓氷町	平埜地: R1=60, 平埜地以外: R1=70	—	—	

別表2 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平埜地: R1=45, 平埜地以外: R1=50	豊川流域=53, 鳥居川流域=13, 聖川流域=10, 土沢川流域=14	—	千曲川[秋瀬下・立ヶ花], 豊川[小市], 信濃川水系穂花川[岡田], 千曲川[秋瀬下・立ヶ花]
	須坂市	平埜地: R1=45, 平埜地以外: R1=50	松川流域=12	—	千曲川[生田・秋瀬下], 千曲川[生田・秋瀬下], 千曲川[立ヶ花]
	千曲市	R1=40	—	—	—
	飯綱町	R1=40	—	—	—
	小布施町	R1=45	松川流域=19	—	—
	高山村	R1=50	松川流域=18	—	—
	信濃町	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	鳥居川流域=10, 関川流域=14	—	—
	小川村	R1=50	土沢川流域=12	—	—
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13, 既尾川流域=9	R1=30 かつ 鳥居川流域=7	—
	中野飯山地域	中野市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=45	夜間瀬川流域=9, 既尾川流域=9	—
飯山市		平埜地: R3=60, 平埜地以外: R3=80	—	—	千曲川[立ヶ花]
山ノ内町		平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	魚野川流域=10, 碓氷川流域=11, 夜間瀬川流域=12, 横湯川流域=9	—	—
木島平村		R3=70	樽川流域=8	—	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村		R1=40	千曲川流域=84, 天代川流域=12	—	千曲川[立ヶ花]
栄村		R1=70	千曲川流域=84, 中津川流域=25, 魚野川流域=18, 天代川流域=13	—	千曲川[立ヶ花]
大田市		平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=50	高瀬川流域=25, 黒川流域=63, 金瓶川流域=6, 土沢川流域=9	—	—
池田町		R1=40	碓氷川流域=22	—	—
松川村		R1=40	碓氷川流域=26, 乳川流域=7	—	—
白鳥村		R1=50	碓氷川流域=12	R1=35 かつ 碓氷川流域=9	—
上田地域	小谷村	R1=60	碓氷川流域=22, 中谷川流域=11	—	—
	上田市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	内村川流域=11, 依田川流域=21, 神川流域=13, 産川流域=6	—	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	—	—	平埜地: R1=30 かつ 千曲川流域=42
	青木村	R1=60	—	—	—
	長和町	R1=60	依田川流域=12	—	—
	小諸市	平埜地: R3=60, 平埜地以外: R3=80	碓氷川流域=7	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	湯川流域=6, 湯川流域=22, 清津川流域=16, 鹿曲川流域=12	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	—	—
	川上村	R1=70	千曲川流域=20, 碓氷川流域=9	—	—
	南牧村	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=70	千曲川流域=25	—	—
松本地域	南相木村	R1=50	南相木川流域=13, 三川流域=12	R1=25 かつ 南相木川流域=10	—
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	—	—
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29, 石堂川流域=19, 大石川流域=7, 大岳川流域=7	R1=25 かつ 千曲川流域=25	—
	軽井沢町	R3=80	湯川流域=17, 湯川流域=12	平埜地: R3=60 かつ 湯川流域=14	—
	御代町	R3=80	湯川流域=18, 湯川流域=12, 碓氷川流域=6	—	—
	立科町	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	芦田川流域=9	平埜地: R1=25 かつ 芦田川流域=5	—
	松本	平埜地: R1=45, 平埜地以外: R1=60	神川流域=36, 田川流域=9, 会田川流域=13, 中ノ沢川流域=10, 碓氷川流域=16	—	信濃川水系奈良井川[碓氷橋・新橋]
	碓氷	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=50	田川流域=9, 小曾部川流域=10	—	信濃川水系奈良井川[碓氷橋・新橋]
	安曇野市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	碓氷川流域=60, 碓氷川流域=36, 高瀬川流域=27, 和田川流域=9, 会田川流域=13, 乳川流域=15	—	—
	麻績村	R1=60	麻績川流域=12	—	—
生坂村	R1=40	碓氷川流域=60, 麻績川流域=13, 金瓶川流域=11	—	—	
長野上高地地域	碓氷町	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=45	—	—	—
	碓氷町	R1=40	碓氷川流域=12	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
諏訪地域	岡谷市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=50	横河川流域=7	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	上川流域=16, 宮川流域=14, 沢川流域=5	平埜地: R1=25 かつ 上川流域=11	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	平埜地: R1=40, 平埜地以外: R1=60	上川流域=14, 柳川流域=8, 宮川流域=12, 沢川流域=5, 滝ノ湯川流域=7	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	下諏訪町	R1=60	碓氷川流域=10	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	R1=70	碓氷川流域=18, 宮川流域=7, 立湯川流域=7	—	—
	原村	R1=60	碓氷川流域=6, 立湯川流域=5	—	—
	伊那市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=70	三峰川流域=18, 碓氷川流域=10, 小黒川流域=10	—	天竜川上流[伊那富・沢渡]
	駒ヶ根市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=70	大田切川流域=12, 中田切川流域=11	—	天竜川上流[沢渡]
	碓氷町	R1=60	天竜川流域=26, 横川川流域=14	—	天竜川上流[伊那富]
	碓氷町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	沢川流域=9	—	天竜川上流[伊那富]
木曾地域	碓氷町	R1=60	与田切川流域=10, 中田切川流域=12	—	天竜川上流[沢渡]
	南木曾町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	—	—	天竜川上流[伊那富]
	中川村	R1=50	小沢川流域=20	—	天竜川上流[沢渡]
	宮田村	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	黒川流域=10	—	天竜川上流[沢渡]
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=13	—	—
	上松町	R1=50	木曾川流域=43, 赤沢川流域=17	—	—
	南木曾町	R1=70	木曾川流域=55	R1=30 かつ 木曾川流域=48	—
	木曽町	R1=60	木曾川流域=17, 碓氷川流域=8	—	—
	王滝村	R1=70	王滝川流域=25, 碓氷川流域=10	—	—
	大桑村	R1=70	木曾川流域=54, 伊那川流域=12, 阿寺川流域=15	—	—
木曾町	R1=70	王滝川流域=31, 木曾川流域=26, 赤沢川流域=12, 黒川流域=10	—	—	
下伊那地域	碓氷市	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	松川流域=18, 黒川流域=10, 万古川流域=13, 遠山川流域=32, 上村川流域=11	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
	碓氷町	R1=60	小沢川流域=19	—	天竜川上流[沢渡・市田]
	碓氷町	R1=60	—	—	天竜川上流[市田]
	碓氷町	R1=60	天竜川流域=70, 和知野川流域=19, 赤木川流域=15	—	—
	碓氷町	R1=60	碓氷川流域=30, 和知野川流域=13, 黒川流域=12, 小黒川流域=10	—	—
	碓氷町	R1=60	平谷川流域=15	—	—
	碓氷町	R1=70	—	—	—
	碓氷町	R1=50	天竜川流域=47	—	—
	碓氷町	R1=60	赤木川流域=15	—	—
	碓氷町	R1=70	天竜川流域=74, 遠山川流域=33	—	—
碓氷町	R1=50	天竜川流域=65, 万古川流域=15	—	—	
碓氷町	R1=60	小川川流域=9, 加々須川流域=5	—	天竜川上流[市田・天竜峡]	
碓氷町	平埜地: R1=50, 平埜地以外: R1=60	碓氷川流域=7	—	天竜川上流[市田]	
碓氷町	R1=60	小沢川流域=19, 碓氷川流域=9, 赤木川流域=9	—	—	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準
佐久地域	小国市	深沢川流域=4.9、中沢川流域=5.3、 鉦形川流域=6.3、林失川流域=9.5、 湯玉川流域=4	—	信濃川水系千曲川上流〔下総・塩名田〕
	佐久市	布瀬川流域=6.7、湯川流域=6.8、 湯川流域=23.7、中沢川流域=4.2、 片貝川流域=7.2、清澤川流域=17.9、 志賀川流域=12、南川流域=9.3、 谷川流域=5.5、鹿島川流域=14.9、 細小野川流域=7.9、八下地川流域=10.8	布瀬川流域=(7, 6)、 湯川流域=(5, 21.3)、 中沢川流域=(5, 3.7)、 片貝川流域=(7, 7.1)、 清澤川流域=(5, 16.1)、 志賀川流域=(5, 10.9)、 南川流域=(5, 8.2)、 谷川流域=(5, 5.3)、 鹿島川流域=(7, 12.4)、 千曲川流域=(7, 27.1)	信濃川水系千曲川上流〔下総・塩名田〕
	小海町	千曲川流域=26.7、本間川流域=7.1、 榎木川流域=22.6、大月川流域=7.9	—	—
	川上町	千曲川流域=21.2、嘉沢川流域=6.8、 金峰山川流域=10.3、西川流域=10.8	—	—
	常飯町	千曲川流域=27.1、碓氷川流域=5.6、 板橋川流域=5.4	—	—
	南相模村	南相模川流域=10.4、粟生川流域=6.5	南相模川流域=(5, 9.5)	—
	北相模村	榎木川流域=6.8	—	—
	佐久藤町	千曲川流域=4.2、北沢川流域=4.7、 板井川流域=15.3、糸地川流域=5.7、 大石川流域=11.7、石堂川流域=6.2、 入堂川流域=5	北沢川流域=(9, 4.2)	—
	穂井沢町	湯川流域=13.4、沢沢川流域=4、 免地川流域=6.7、沢川流域=10.8、 濁川流域=4.8	—	—
	御代田町	碓氷川流域=7、濁川流域=5.8、 湯川流域=22	湯川流域=(5, 19.8)	—
立科町	碓氷川流域=5.3、芦田川流域=5.7	—	—	
松本地域	松本	金田川流域=11.2、犀川流域=6.2、 大門沢川流域=5.2、女鳥羽川流域=13.2、 田川流域=14.9、瀧川流域=9.2、 和泉川流域=2.4、佐沢川流域=5.2、 鎮川流域=12.4、牛久保川流域=5.5	犀川流域=(6, 33.8)、 大門沢川流域=(8, 4.6)、 瀧川流域=(8, 8.2)、 和泉川流域=(6, 3)、 鎮川流域=(8, 12)	信濃川水系奥井川〔磐前・新穂〕
	塩尻	田川流域=10.1、碓氷川流域=2.3、 矢沢川流域=2.4、小曾部川流域=5.8	碓氷川流域=(6, 2)、 矢沢川流域=(6, 3)、 奥井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奥井川〔磐前・新穂〕
	安曇野市	犀川流域=48.3、瀬沢川流域=4.6、 金田川流域=11.9、瀧沢川流域=5.9、 富田川流域=5.9、穂高川流域=26.7、 乳川流域=18.3、天満沢川流域=6.4、 鳥川流域=18.3、石水川流域=11、 黒沢川流域=6.3、梓川流域=38.2	犀川流域=(5, 47.4)、 瀬沢川流域=(5, 4.4)、 金田川流域=(6, 10.6)、 万水川流域=(5, 9.9)	—
	麻績村	麻績川流域=10.6	—	—
	生坂町	犀川流域=65、麻績川流域=18、 金峰川流域=10.3	—	—
	山形町	三朝沢川流域=6.5、瀧沢川流域=4.8	—	—
	朝日町	鎮川流域=10.1	—	—
	乳北町	麻績川流域=17、沢所川流域=7.5、 東条川流域=6.4、雲坂川流域=6.1	—	—
東嶽上高地地域	東嶽上高地	梓川流域=24.2、鳥ヶ谷川流域=15.2、 柴川流域=10.1、犀川流域=5.5	—	—

市町村等ご まとの地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=6.4, 横河川流域=8.2, 堀間川流域=5.2, 天竜川流域=32.6	十四瀬川流域=(7, 5.8), 堀間川流域=(7, 4)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=3.8, 宮川流域=13.6, 上川流域=20.7, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5	新川流域=(5, 3.4), 角間川流域=(7, 4.2)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=20.6, 柳川流域=11.1, 宮川流域=13.4, 池川流域=8.7, 滝ノ湯川流域=8.2	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	下諏訪町	米知川流域=4.8, 堀川流域=11.3, 十四瀬川流域=5	米知川流域=(7, 4.3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	宮川流域=4.1, 釜無川流域=22.1, 乙具川流域=9, 立堀川流域=10.2	—	—	
	原村	弓原川流域=5.1, 小早川流域=2.6, 阿久川流域=5.1, 道指神川流域=2.2	—	—	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=4, 柳沢川流域=7.7, 戸谷川流域=4.6, 小沢川流域=9.3, 小黒川流域=7.2, 太田切川流域=4.8, 猪ノ沢川流域=3.8, 大沢川流域=3.7, 三崎川流域=29.8, 新山川流域=4.7, 藤沢川流域=10.7, 松倉川流域=4.4, 山盛川流域=5.3, 黒川流域=15.7, 大清水川流域=5.4, 栗沢川流域=4.5	戸谷川流域=(5, 4.1), 小黒川流域=(5, 6.4), 猪ノ沢川流域=(5, 3.4), 大沢川流域=(5, 3.3)	天竜川上流[伊那富沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=17.6, 堀田川流域=2.8, 大曾倉川流域=4.2, 下間川流域=4, 田沢川流域=4.2, 上穂沢川流域=5.9, 中田切川流域=6.7	—	天竜川上流[沢渡]	
	原野町	上野川流域=4.1, 横川川流域=11.4, 小横川川流域=6.2, 小野川流域=7.2, 沢鹿川流域=5.5	上野川流域=(7, 3.6), 小野川流域=(5, 6.4)	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	藤沢川流域=3.7, 沢川流域=8.9, 深沢川流域=5.4, 菅無川流域=6.2	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=5.6, 堀沢川流域=6, 与田切川流域=10, 子生沢川流域=3.9	—	天竜川上流[沢渡]	
	岡谷輪村	大泉川流域=5.6, 大清水川流域=5.5	—	天竜川上流[伊那富]	
	向川村	子生沢川流域=4.8, 日向沢川流域=8.7, 小沢川流域=31.7	—	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=4.5, 太田切川流域=17.6	—	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	穂川	奈良井川流域=10.6	—	—
		上松町	木曾川流域=55.4, 清川流域=8.5, 小川流域=13.6, 十王沢川流域=5.2	—	—
高木曾町		木曾川流域=63.9, 埴川流域=8.7, 巖川流域=15.5, 穂基川流域=11.8	—	—	
太田村		木曾川流域=18.4, 菅川流域=4.8, 笹川流域=10.4	—	—	
玉滝村		玉滝川流域=9.9, 大又川流域=5.1, 瀧口川流域=5.6, 鈴ヶ沢流域=7.3	—	—	
大桑村		木曾川流域=57.8, 殿小川流域=7, 伊那川流域=20.2	—	—	
大曾町		木曾川流域=28.6, 玉滝川流域=43.7, 中沢川流域=4.8, 本沢川流域=6.7, 西野川流域=10.3, 白川流域=10.1, 湯川流域=7.1, 栗川流域=10.4, 把之沢川流域=5.9, 豊沢川流域=5.6, 八沢川流域=5.4, 黒川流域=13.3, 西沢川流域=5.4, 正沢川流域=9.5	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 4.2), 黒川流域=(6, 10.9)	—	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土管川流域=4.2, 松川流域=21.6, 野鹿川流域=7.6, 富田沢川流域=4, 新川流域=4.1, 巻川流域=4.9, 遠山川流域=37.9, 上村川流域=14.2	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
	松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流[沢渡・市田]
	高森町	田沢川流域=4.9, 胡麻目川流域=5.1, 大島川流域=6.8, 江戸ヶ沢川流域=3.6	—	天竜川上流[市田]
	阿南町	門原川流域=7.5, 和知野川流域=29.6, 売木川流域=20.6, 早木戸川流域=7.8, 天竜川流域=76.1	—	—
	阿智村	阿智川流域=26, 河内川流域=6.7, 大沢川流域=7.4, 本谷川流域=16.1, 溝内路川流域=8.5, 和知野川流域=13.7	阿智川流域=(7, 23.4), 本谷川流域=(7, 14.4)	—
	平谷村	上村川流域=12.6, 平谷川流域=18.8	平谷川流域=(7, 16.7)	—
	横羽村	矢作川流域=23.7, 小川川流域=9.3	—	—
	下條村	白又川流域=5.5, 牛ヶ沢川流域=6, 天竜川流域=75.2	—	—
	売木村	売木川流域=7.3, 軒川流域=9	—	—
	天龍村	天竜川流域=88.3, 遠山川流域=39.1, 早木戸川流域=12.4	—	—
	泰阜村	矢野川流域=4.6, 左京川流域=4.9, 天竜川流域=76.1	—	—
	養木村	王生沢川流域=3.9, 加々須川流域=7.3, 小川川流域=15.1	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	寺沢川流域=4, 堀川流域=9.7, 王生沢川流域=4.2	—	天竜川上流[市田]
大原村	小沢川流域=29.5, 藤塚川流域=16.2, 堀川流域=11.7	—	—	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 大雨注意報基準 (平成29年7月7日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
長野地域	長野市	6	56	
	須坂市	5	73	
	千曲市	5	56	
	坂城町	3	62	
	小布施町	5	82	
	高山村	7	82	
	信濃町	5	89	
	小川村	5	71	
	飯綱町	3	88	
	中野飯山地域	中野市	5	74
飯山市		6	75	
山ノ内町		4	76	
木島平村		5	76	
野沢温泉村		4	76	
栄村		5	76	
大北地域		大町市	5	54
	池田町	5	54	
	松川村	5	60	
	白馬村	6	81	
	小谷村	5	76	
上田地域	上田市	5	52	
	東御市	4	75	
	青木村	5	70	
	長和町	5	76	
佐久地域	小諸市	5	88	
	佐久市	5	56	
	小海町	5	72	
	川上村	4	80	
	南牧村	7	80	
	南相木村	4	81	
	北相木村	6	85	
	佐久穂町	4	72	
	軽井沢町	4	80	
	御代田町	5	76	
	立科町	5	88	
	松本地域	松本	6	89
		塩尻	4	99
安曇野市		4	89	
麻績村		6	83	
生坂村		5	89	
山形村		4	109	
朝日村		3	99	
城北村		5	89	
東嶺上高地地域		東嶺上高地	9	95

別表3 大雨注意報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30
飯山市		平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75
山ノ内町		平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
木島平村		R3=40	76
野沢温泉村		R1=25	76
栄村		R1=40	76
大北地域		大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

(2/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
諏訪地域	岡谷市	7	69
	諏訪市	6	72
	茅野市	5	84
	下諏訪町	9	92
	富士見町	7	92
	原村	6	92
上伊那地域	伊那市	5	66
	駒ヶ根市	6	76
	辰野町	7	84
	箕輪町	5	70
	飯島町	6	76
	南箕輪村	5	70
	中川村	5	76
	宮田村	5	107
	木曾地域	檜川	5
上松町		7	113
南木曾町		7	120
木祖村		5	117
王滝村		9	128
大桑村		6	119
木曾町		6	102
下伊那地域		飯田市	7
	松川町	5	99
	高森町	7	104
	阿南町	8	132
	阿智村	7	136
	平谷村	9	151
	根羽村	8	149
	下條村	7	140
	売木村	8	151
	天龍村	8	140
	泰阜村	6	132
	喬木村	5	104
	豊丘村	6	99
	大鹿村	8	99

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地：R1=30	69
		平坦地以外：R1=40	
	塩尻	平坦地：R1=25	99
		平坦地以外：R1=30	
	安曇野市	平坦地：R1=25	69
		平坦地以外：R1=40	
	麻績村	R1=30	83
	生坂村	R1=25	69
	山形村	R1=25	109
	朝日村	R1=25	99
筑北村	R1=30	69	
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	95
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25	69
		平坦地以外：R1=30	
	諏訪市	平坦地：R1=25	72
		平坦地以外：R1=40	
	茅野市	平坦地：R1=25	84
		平坦地以外：R1=40	
	下諏訪町	R1=40	92
	富士見町	R1=40	82
原村	R1=40	92	
上伊那地域	伊那市	R1=30	66
	駒ヶ根市	平坦地：R1=30	76
		平坦地以外：R1=40	
	辰野町	R1=40	84
	箕輪町	R1=30	70
	飯島町	R1=40	76
	南箕輪村	平坦地：R1=30	70
		平坦地以外：R1=40	
	中川村	R1=30	76
	宮田村	平坦地：R1=30	107
平坦地以外：R1=40			
木曾地域	檜川	R1=40	104
	上松町	R1=30	113
	南木曾町	R1=40	120
	木祖村	R1=40	117
	王滝村	R1=50	128
	大桑村	R1=40	119
	木曾町	R1=40	102
	下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30
平坦地以外：R1=40			
松川町		R1=30	99
高森町		R1=40	104
阿南町		R1=30	132
阿智村		R1=40	136
平谷村		R1=40	151
根羽村		R1=40	149
下條村		R1=30	140
売木村		R1=40	151
天龍村		R1=40	140
泰阜村		R1=30	132
喬木村		R1=40	104
豊丘村		平坦地：R1=30	99
		平坦地以外：R1=40	
大鹿村		R1=40	99

別表4 洪水注意報基準 (平成29年11月1日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	豊川流域=52.8, 穂川流域=8.4, 岡田川流域=2.6, 野川流域=5.5, 笠川流域=8, 赤野田川流域=2.9, 鏡川流域=4, 土原川流域=15.1, 鳥居川流域=11.6, 櫛川流域=6.1, 小川流域=7.5, 太田川流域=4.3, 湯澤川流域=3.8, 穂花川流域=15.5	豊川流域=(5, 50.8), 岡田川流域=(6, 2.1), 野川流域=(5, 5.5), 鳥居川流域=(5, 11.6), 太田川流域=(6, 3.4), 湯澤川流域=(5, 3.8), 穂花川流域=(5, 12.4)	千曲川[栢瀬下・立ヶ花], 豊川[小市], 信濃川水系穂花川[岡田]	
	須坂市	松川流域=12.9, 八木沢川流域=8.1, 鮎川流域=11.6, 百々川流域=9.1, 仙仁川流域=5.2	八木沢川流域=(5, 6.7)	千曲川[立ヶ花]	
	千曲市	宗山川流域=5.8, 佐野川流域=4.9, 東郷川流域=2.9, 女沢川流域=3.1	東郷川流域=(5, 2.3), 千曲川流域=(5, 35)	千曲川[栢瀬下]	
	坂城町	日名沢川流域=4.8, 谷川流域=3.3	—	千曲川[生田・栢瀬下]	
	小市町	松川流域=14.9, 八木沢川流域=7.7, 藤井川流域=4.7, 穂川流域=9.6	八木沢川流域=(5, 6.4)	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	松川流域=12.5, 八木沢川流域=7	—	—	
	信濃町	鳥居川流域=6.9, 百海川流域=2.9, 関川流域=1.7, 赤川流域=4.1	鳥居川流域=(5, 5.5), 関川流域=(5, 1.7), 赤川流域=(5, 4.1)	—	
	小川村	土原川流域=13.4, 小川川流域=7.4	小川川流域=(5, 7.4)	—	
	飯綱町	鳥居川流域=9.8, 八蛇川流域=4.2, 荒尾川流域=3.9	鳥居川流域=(5, 9.8), 八蛇川流域=(5, 4.2)	—	
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=13.2, 荒尾川流域=7.1, 荒川流域=4.4, 藤井川流域=4.7, 江都川流域=4.9	荒尾川流域=(5, 5.7), 江都川流域=(5, 3.9), 千曲川流域=(5, 4.2)	千曲川[立ヶ花]
飯山市		桑名川流域=3.2, 出川流域=3.3, 広井川流域=3.4, 日光川流域=3.2, 榑川流域=1.3	千曲川流域=(5, 47.5)	千曲川[立ヶ花]	
山ノ内町		夜間瀬川流域=11.2, 三沢川流域=5.4	—	—	
木島平村		鳥居川流域=8.9, 榑川流域=9.6	—	千曲川[立ヶ花]	
野沢温泉村		千曲川流域=70.8, 池の沢川流域=3.5, 湯沢川流域=2.8, 赤穂川流域=3.5	湯沢川流域=(5, 2.2)	千曲川[立ヶ花]	
栄村		千曲川流域=81.2, 志久見川流域=14.2, 北野川流域=10.8, 小箕作川流域=3.2, 中津川流域=2.4	小箕作川流域=(5, 3.2)	—	
大北地域		大町市	豊川流域=53.2, 金輪川流域=2.9, 高瀬川流域=28.1, 鳥居川流域=6.5, 穂花川流域=3.5, 荒尾川流域=10.5, 土原川流域=6.5	豊川流域=(5, 42.6), 金輪川流域=(5, 2.9), 鳥居川流域=(5, 6.5), 穂花川流域=(5, 2.8)	—
		池田町	高瀬川流域=26.4	—	—
		松川村	高瀬川流域=26.3, 乳川流域=8, 戸間川流域=6.5	—	—
		白鳥村	榑川流域=10.3, 榑川流域=5.2, 松川流域=10.7, 大榑川流域=3.8	榑川流域=(7, 8.2)	—
	小谷村	榑川流域=18, 中谷川流域=12.6	榑川流域=(5, 18)	—	
上田地域	上田市	湯野川流域=12.8, 湯野川流域=5.8, 阿島川流域=3.2, 産川流域=8.8, 湯川流域=5.5, 尾瀬川流域=3, 矢出沢川流域=5.9, 神川流域=1.4, 大沢川流域=3.2, 洗馬川流域=9, 傍瀬川流域=4.4, 角間川流域=4.8, 湯沢川流域=2.8, 依田川流域=22.3, 内村川流域=9, 武石川流域=10.8	湯野川流域=(5, 5), 産川流域=(5, 8.2), 湯川流域=(5, 4.4), 尾瀬川流域=(5, 2.4), 矢出沢川流域=(5, 4.7), 傍瀬川流域=(5, 2.7), 千曲川流域=(5, 42.4)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	東岡市	金原川流域=2.4, 赤女川流域=3.7, 所沢川流域=2.4, 鹿曲川流域=14.3, 小桐沢川流域=3.5, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2	金原川流域=(5, 2.4), 所沢川流域=(5, 2.2), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	青木村	湯野川流域=9.3, 阿島川流域=3.2	—	—	
	長和町	依田川流域=15.4, 五十鈴川流域=3.2, 大門川流域=11.1, 湯川流域=4.8	—	—	

別表4 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	
長野地域	長野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	犀川流域=42, 鳥居川流域=10, 聖川流域=8, 土原川流域=11	—	千曲川[栢瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系穂花川[岡田]	
	須坂市	R1=30	松川流域=7	—	千曲川[立ヶ花]	
	千曲市	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[栢瀬下]	
	坂城町	R1=25	千曲川流域=39	—	千曲川[生田・栢瀬下]	
	小市町	R1=30	松川流域=11	—	千曲川[立ヶ花]	
	高山村	R1=30	松川流域=13	—	—	
	信濃町	平地地: R1=25 R1=30	鳥居川流域=8, 関川流域=11 土原川流域=8	—	—	
	小川村	R1=30	鳥居川流域=10, 斑尾川流域=5	R1=20 かつ 鳥居川流域=7	—	
	飯綱町	R1=25	—	—	—	
	中野飯山地域	中野市	平地地: R1=25	夜間瀬川流域=7, 荒尾川流域=5	—	千曲川[立ヶ花]
飯山市		平地地: R3=40	千曲川流域=57	—	千曲川[立ヶ花]	
山ノ内町		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	魚野川流域=8, 雑魚川流域=9, 夜間瀬川流域=10, 横湯川流域=7	—	—	
木島平村		R3=40	榑川流域=6	—	—	
野沢温泉村		R1=25	千曲川流域=63, 天代川流域=10	—	千曲川[立ヶ花]	
栄村		R1=40	千曲川流域=63, 中津川流域=20, 魚野川流域=14, 天代川流域=10	—	—	
大北地域		大町市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	高瀬川流域=20, 犀川流域=32, 金輪川流域=5, 土原川流域=7	—	—
		池田町	R1=25	高瀬川流域=18	—	—
		松川村	R1=25	高瀬川流域=21, 乳川流域=6	—	—
		白鳥村	R1=30	榑川流域=9	—	—
	小谷村	R1=40	榑川流域=18, 中谷川流域=9	—	—	
上田地域	上田市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	内村川流域=7, 依田川流域=12, 神川流域=7, 彦川流域=4	—	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	東御市	平地地: R1=25 R1=40	千曲川流域=34	—	—	
	青木村	R1=40	依田川流域=10	—	—	
	長和町	平地地: R3=40	蛇瀬川流域=6	—	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	湯川流域=12, 清瀬川流域=7, 鹿曲川流域=7	—	—	
佐久地域	小海町	R1=40	千曲川流域=20	—	—	
	川上村	R1=40	千曲川流域=16, 西川流域=7	—	—	
	南牧村	平地地: R1=30	千曲川流域=20	—	—	
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10, 三川流域=10	—	—	
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	—	—	
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23, 石堂川流域=15, 大石川流域=6, 大岳川流域=6	—	—	
	経井沢町	R3=50	湯川流域=14, 湯川流域=10	—	—	
	御代田町	R3=50	湯川流域=14, 湯川流域=10, 鎌矢川流域=5	—	—	
	立科町	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	芦田川流域=7	平地地: R1=15 かつ 芦田川流域=5	—	
	松本地域	松本	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	梓川流域=18, 田川流域=7, 会田川流域=10, 中ノ沢流域=5, 鏡川流域=13	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
塩尻		平地地: R1=25	田川流域=7, 小曾部川流域=8	—	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]	
安曇野市		平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	犀川流域=33, 梓川流域=29, 高瀬川流域=22, 和田川流域=7, 会田川流域=10, 乳川流域=12	—	—	
麻績村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
生坂村		R1=25	犀川流域=48, 麻績川流域=10, 金輪川流域=9	—	—	
山形村		R1=25	—	—	—	
朝日村		R1=25	鏡川流域=10	—	—	
筑北村		R1=30	麻績川流域=10	—	—	
乗鞍上高地		R1=40	梓川流域=27, 前川流域=9	—	—	
乗鞍上高地 諏訪地域		岡谷市	平地地: R1=25	横河川流域=5	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=10, 宮川流域=11, 沢川流域=4	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	平地地: R1=25 平地地以外: R1=40	上川流域=11, 柳川流域=6, 宮川流域=10, 沢川流域=4, 滝ノ湯川流域=6	—	—	
	下諏訪町	R1=40	砥川流域=8	—	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14, 宮川流域=6, 立場川流域=6	—	—	
	原村	R1=40	弓振川流域=4, 立場川流域=4	—	—	
	伊那市	R1=30	三峰川流域=14, 藤沢川流域=8, 小黒川流域=8	—	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	上伊那地域	駒ヶ根市	平地地: R1=30	大田切川流域=10, 中田切川流域=9	—	天竜川上流[沢渡]
		辰野町	R1=40	天竜川流域=21, 横川川流域=11	—	天竜川上流[伊那富]
		箕輪町	R1=30	沢川流域=7	—	天竜川上流[伊那富]
飯島町		R1=40	与田切川流域=8, 中田切川流域=10	—	天竜川上流[沢渡]	
南箕輪村		平地地: R1=30	天竜川流域=28	—	天竜川上流[伊那富]	
中川村		R1=30	小渋川流域=16	—	天竜川上流[沢渡]	
富田村		平地地: R1=30	黒川流域=8	—	天竜川上流[沢渡]	
樽川		R1=40	奈良井川流域=10	—	—	
上松町		R1=30	木曾川流域=34, 赤沢流域=14	—	—	
南木曾町		R1=40	木曾川流域=44	—	—	
木曾地域	木曽村	R1=40	木曾川流域=14, 笹川流域=6	—	—	
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20, 三ノ川流域=8	—	—	
	大桑村	R1=40	木曾川流域=43, 伊那川流域=10, 阿寺川流域=12	—	—	
	木曾町	R1=40	王滝川流域=25, 木曾川流域=21, 末川流域=10, 黒川流域=8	—	—	
	下伊那地域	飯田市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	松川流域=13, 黒川流域=8, 万古川流域=10, 遠山川流域=26, 上村川流域=9	—	天竜川上流[市田・天竜峡]
		松川町	R1=30	小渋川流域=15	—	天竜川上流[沢渡・市田]
		高森町	R1=40	—	—	天竜川上流[市田]
		阿南町	R1=30	天竜川流域=56, 和知野川流域=15, 赤木川流域=12	—	—
		阿智村	R1=40	阿智川流域=20, 和知野川流域=10, 黒川流域=10, 小黒川流域=8	—	—
		平谷村	R1=40	平谷川流域=12	—	—
根羽村		R1=40	—	—	—	
下條村		R1=30	天竜川流域=38	—	—	
赤木村		R1=40	赤木川流域=12	—	—	
天龍村		R1=40	天竜川流域=59, 遠山川流域=26	—	—	
泰阜村	R1=30	天竜川流域=52, 万古川流域=12	—	—		
喬木村	R1=40	小川川流域=6, 加々須川流域=4	—	天竜川上流[市田・天竜峡]		
豊丘村	平地地: R1=30	鯉川流域=5	—	天竜川上流[市田]		
大鹿村	R1=40	小渋川流域=15, 鹿塩川流域=7, 青木川流域=7	—	—		

市町村等を 基とした地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*)}	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小樽市	深沢川流域=3.9, 中沢川流域=4.2, 蛇巻川流域=5, 鎌矢川流域=7.6, 湯玉川流域=3.2	千曲川流域=(5, 44)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	布施川流域=5.3, 湯川流域=5.4, 湯川流域=18.9, 中沢川流域=3.3, 片貝川流域=5.7, 清津川流域=14.3, 志賀川流域=9.6, 西川流域=7.3, 谷川流域=4.4, 藤曲川流域=11.9, 細小路川流域=6.3, 八丁地川流域=8.6	布施川流域=(5, 5.3), 湯川流域=(5, 15.1), 中沢川流域=(5, 3.3), 片貝川流域=(5, 4.6), 清津川流域=(5, 14.3), 志賀川流域=(5, 9.6), 西川流域=(5, 7.3), 谷川流域=(5, 3.8), 藤曲川流域=(5, 9.5), 細小路川流域=(5, 6), 千曲川流域=(5, 33.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	小海町	千曲川流域=29.3, 本間川流域=5.6, 栢木川流域=18, 大月川流域=6.3	栢木川流域=(5, 18)	—	
	川上村	千曲川流域=16.9, 鳳来川流域=7.8, 金峰山川流域=8.2, 西川流域=8.4	—	—	
	南牧村	千曲川流域=21.6, 柏瀬川流域=4.4, 板橋川流域=4.3	—	—	
	南栢木村	南栢木川流域=8.3, 栗生川流域=5.2	南栢木川流域=(5, 8.3)	—	
	北栢木村	栢木川流域=7	栢木川流域=(5, 7)	—	
	佐久穂町	千曲川流域=33.8, 北沢川流域=3.7, 抜井川流域=12.2, 余地川流域=4.6, 大石川流域=9.4, 石堂川流域=4.9, 入堂川流域=4	千曲川流域=(5, 33.8), 北沢川流域=(7, 3.7), 抜井川流域=(8, 9.8)	—	
	軽井沢町	湯川流域=10.7, 浅沢川流域=4.3, 発地川流域=6.9, 泥田流域=8.6, 湯川流域=3.8	—	—	
	御代田町	鎌矢川流域=5.6, 湯川流域=4.6, 湯川流域=17.6	湯川流域=(5, 14.1)	—	
	立科町	菅巻川流域=4.2, 芦田川流域=4.5	—	—	
松本地域	松本	余田川流域=8.9, 豊川流域=28.9, 大門沢川流域=4.1, 女鳥羽川流域=10.5, 田川流域=11.9, 薄川流域=7.3, 和泉川流域=2.7, 塩沢川流域=4.1, 鏡川流域=9.9, 牛伏川流域=4.4	豊川流域=(5, 28.9), 大門沢川流域=(7, 4.1), 田川流域=(6, 9.5), 薄川流域=(6, 5.8), 和泉川流域=(6, 2.7), 鏡川流域=(7, 9.9), 奈良井川流域=(6, 20.5)	信濃川水系奈良井川[磐前橋・新橋]	
	塩尻	田川流域=8.2, 権現川流域=1.8, 矢沢川流域=2.7, 小曾部川流域=4.4	田川流域=(6, 6.6), 権現川流域=(5, 1.8), 矢沢川流域=(5, 2.7), 奈良井川流域=(5, 13.4)	信濃川水系奈良井川[磐前橋・新橋]	
	安曇野市	豊川流域=39, 瀬沢川流域=3.8, 余田川流域=9.5, 浅沢川流域=4.7, 菅巻川流域=28.4, 穂高川流域=20.5, 乳川流域=14.8, 元瀬沢川流域=6.1, 鳥川流域=13, 万水川流域=8.8, 瀬沢川流域=5, 梓川流域=28.9	豊川流域=(5, 31.2), 瀬沢川流域=(5, 3.8), 余田川流域=(5, 9.5), 万水川流域=(5, 8.8)	—	
	麻績村	麻績川流域=8.5	—	—	
	生坂村	豊川流域=52, 麻績川流域=14.4, 金糸川流域=8.2	豊川流域=(5, 41.6), 麻績川流域=(5, 14.4)	—	
	山形村	三間沢川流域=5.2, 豊沢川流域=3.8	—	—	
	新井村	鏡川流域=8	—	—	
	筑北村	麻績川流域=13.6, 別所川流域=6, 東条川流域=5.1, 安板川流域=4.8	—	—	
	豊後上高地地域	豊後上高地	梓川流域=19.3, 鳥ヶ谷川流域=12.1, 糸川流域=8.6, 鳳来川流域=4.4	梓川流域=(7, 15.4)	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=5.1, 横河川流域=6.5, 塚間川流域=4.1, 天竜川流域=26	十四瀬川流域=(5, 5.1), 塚間川流域=(5, 3.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=3, 菅川流域=10.8, 上川流域=16.5, 角間川流域=4.5, 沢川流域=4	新川流域=(5, 2.4), 角間川流域=(5, 3.6), 沢川流域=(5, 3.2)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=16.4, 柳川流域=6.8, 菅川流域=10.7, 池川流域=6.9, 滝ノ瀬川流域=6.5	—	—	
	下諏訪町	未知川流域=3.8, 砥川流域=9, 十四瀬川流域=4	未知川流域=(7, 3), 十四瀬川流域=(7, 3.2)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	菅川流域=3.7, 釜無川流域=17.5, 乙貝川流域=2.4, 立幡川流域=8.1	—	—	
	原村	弓張川流域=4, 小早川流域=2, 阿久川流域=4, 遠祖神川流域=1.7	—	—	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.2, 柳沢川流域=6.1, 戸谷川流域=3.6, 小沢川流域=7.4, 小黒川流域=5.7, 大田切川流域=3.8, 糠ノ沢川流域=3, 大沢川流域=2.9, 三峰川流域=23.6, 新山川流域=3.8, 藤沢川流域=8.5, 松倉川流域=3.5, 山雲川流域=5, 黒川流域=12.5, 大清水川流域=4.3, 葉沢川流域=3.6	戸谷川流域=(5, 2.9), 小黒川流域=(5, 4.6), 糠ノ沢川流域=(5, 2.4), 大沢川流域=(5, 2.3), 三峰川流域=(6, 18.9), 新山川流域=(6, 3.2), 藤沢川流域=(6, 6.8), 大清水川流域=(5, 4.3)	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=14, 塚田川流域=2.2, 大曾倉川流域=3.3, 下間川流域=3.2, 田沢川流域=3.3, 上穂沢川流域=4.7, 中田切川流域=5.3	—	天竜川上流[沢渡]	
	流野町	上野川流域=3.2, 横川川流域=9.1, 小横川川流域=4.9, 小野川流域=5.7, 沢底川流域=4.4	上野川流域=(6, 2.6), 横川川流域=(5, 9.1), 小横川川流域=(5, 4.9), 小野川流域=(5, 5.7), 天竜川流域=(5, 26.0)	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	桑沢川流域=2.9, 沢川流域=7.1, 深沢川流域=4.3, 善無川流域=4.9	—	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=4.4, 藤沢川流域=4.8, 与田切川流域=8, 子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7, 43)	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	大泉川流域=4.4, 大清水川流域=4.4	大清水川流域=(5, 4.4)	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	子生沢川流域=3.8, 日向沢川流域=6.9, 小沢川流域=25.3	天竜川流域=(7, 43.7)	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=3.6, 太田切川流域=14	—	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	穂川	奈良井川流域=8.4	—	—
		上松町	木曾川流域=44.3, 清川流域=6.8, 小川流域=10.8, 十王沢川流域=4.1	木曾川流域=(5, 44.3)	—
南木曾町		木曾川流域=51.1, 押川流域=6.9, 瀬川流域=12.4, 神其川流域=9.4	—	—	
木祖村		木曾川流域=14.7, 菅川流域=3.8, 笹川流域=8.3	—	—	
王滝村		王滝川流域=17.6, 大又川流域=4, 溝口川流域=4.4, 鈴ヶ沢流域=5.8	—	—	
大桑村		木曾川流域=46.2, 殿小川流域=5.6, 伊那川流域=16.1	木曾川流域=(6, 37)	—	
木曾町		木曾川流域=22.8, 王滝川流域=34.9, 中沢川流域=3.8, 本親川流域=5.3, 西野川流域=8.2, 白川流域=8, 通川流域=5.7, 東川流域=8.3, 堀之沢川流域=4.7, 藤沢川流域=4.4, 八沢川流域=4.3, 黒川流域=10.6, 西沢川流域=4.3, 正沢川流域=7.8	木曾川流域=(6, 22.8), 中沢川流域=(5, 3.8), 八沢川流域=(5, 3.8), 黒川流域=(5, 9.8), 西沢川流域=(7, 4.3)	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曹川流域=3.3, 松川流域=17.2, 野底川流域=6, 葛田沢川流域=3.2, 新川流域=3.3, 瀬川流域=3.9, 遠山川流域=30.3, 上村川流域=11.3	瀬川流域=(5, 3.9)	天竜川上流[市田・天竜峡]
	松川町	横沢川流域=3.2	—	天竜川上流[沢渡・市田]
	高森町	田沢川流域=3.9, 胡麻目川流域=4, 大島川流域=5.4, 江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流[市田]
	阿南町	門原川流域=6, 和知野川流域=23.8, 売木川流域=16.4, 早木戸川流域=6.2, 天竜川流域=60.8	門原川流域=(7, 4.9), 売木川流域=(7, 13.1), 早木戸川流域=(5, 6.2)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8, 河内川流域=4.5, 大沢川流域=5.9, 本谷川流域=12.8, 溝内路川流域=6.8, 和知野川流域=10.9	阿智川流域=(7, 16.6), 河内川流域=(7, 3.6), 本谷川流域=(7, 10.2)	—
	平谷村	上村川流域=10, 平谷川流域=14.6	平谷川流域=(5, 14.6)	—
	根羽村	矢作川流域=18.9, 小川川流域=7.4	小川川流域=(7, 5.9)	—
	下條村	白又川流域=4.4, 牛ヶ爪川流域=4.8, 天竜川流域=60.1	牛ヶ爪川流域=(5, 4.7)	—
	売木村	売木川流域=5.8, 軒川流域=7.2	売木川流域=(5, 5.8)	—
	天龍村	天竜川流域=70.6, 遠山川流域=31.2, 早木戸川流域=9.9	—	—
	藤原村	矢野川流域=3.6, 左京川流域=3.9, 天竜川流域=60.8	—	—
	奥木村	壬生沢川流域=3.1, 加々須川流域=5.8, 小川川流域=12	加々須川流域=(5, 4.6), 小川川流域=(5, 9.6)	天竜川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	寺沢川流域=3.2, 虹川流域=7.7, 壬生沢川流域=3.3	—	天竜川上流[市田]
	大原村	小沢川流域=23.6, 竈場川流域=12.9, 堀川流域=9.4	—	—

*1 (数値雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の () 内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域 及び 市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報 では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報 (洪水を除く。) についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

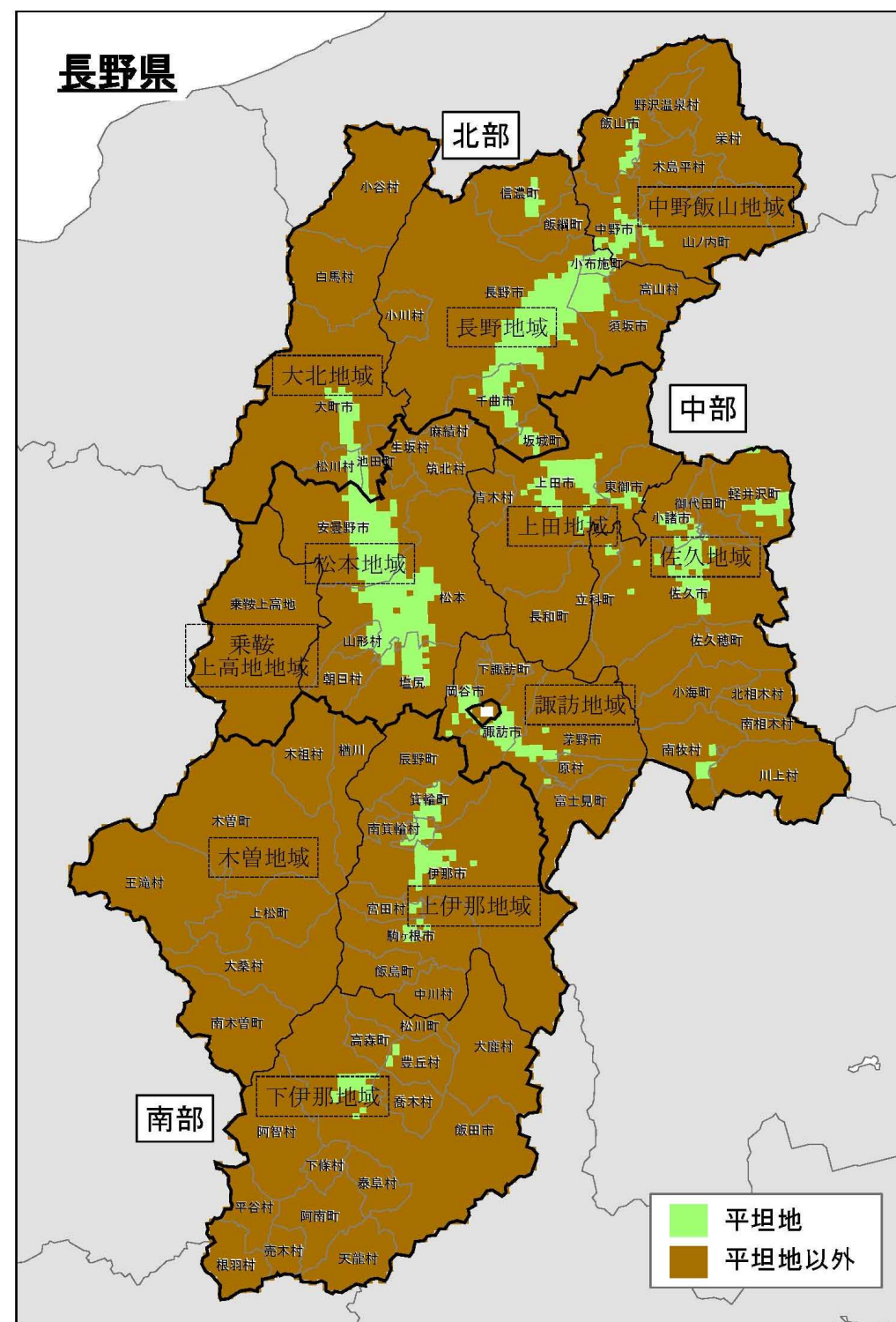
- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報 各の欄の () 内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域 および 市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報 では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (6) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (7) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“－”で示している。
- ~~(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。~~
- ~~(3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。~~
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

別図—長野県の平坦地、平坦地以外地図



平地：概ね傾斜が30パーセント以下で都市化率が25%以上の地域
平地以外：上記以外の地域

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題(洪水危険度レベル)	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して、府県気象情報の一種として発表する。

<u>洪水警報の危険度分布</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</u>

(2) 警報級の可能性

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

<u>区分</u>	<u>発表基準</u>
<u>記録的短時間大雨情報</u>	<u>1時間雨量100mm</u>

~~(3) 竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。~~

<u>区分</u>	<u>発表基準</u>
<u>竜巻注意情報</u>	<u>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</u>

~~(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報
気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。~~

<u>区分</u>	<u>発表基準</u>
<u>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u>	<u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u>

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域 (資料5-1参照)
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 } 共同	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という) (資料6参照)
	関係建設事務所	地事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、 <u>氾濫危険水位到達情報</u>	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

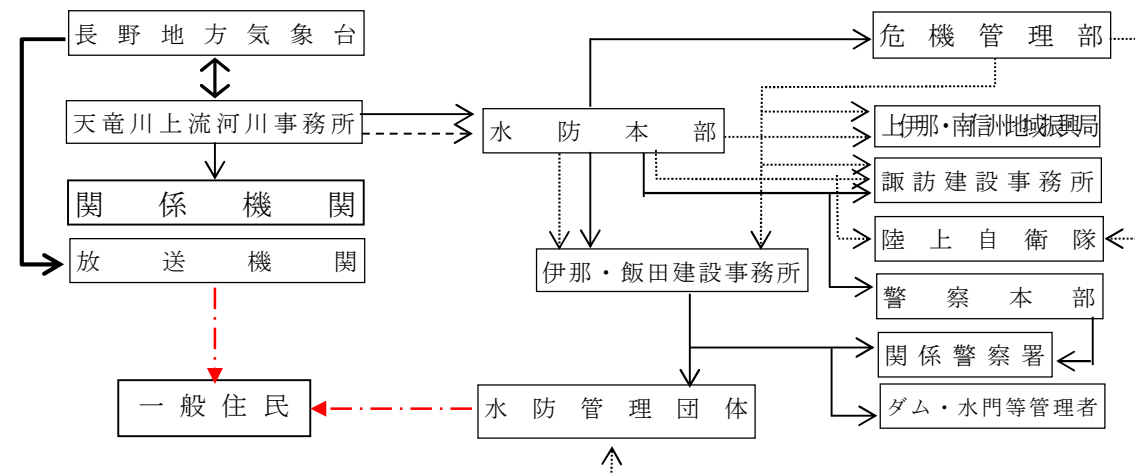
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域 (資料5-1参照)
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 } 共同	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という) (資料6参照)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 } 共同	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という) (資料6参照)
	関係建設事務所	地事が指定した河川 (「県の指定河川」という) (資料6参照)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

2 水防警報等

(1) 伝達系統

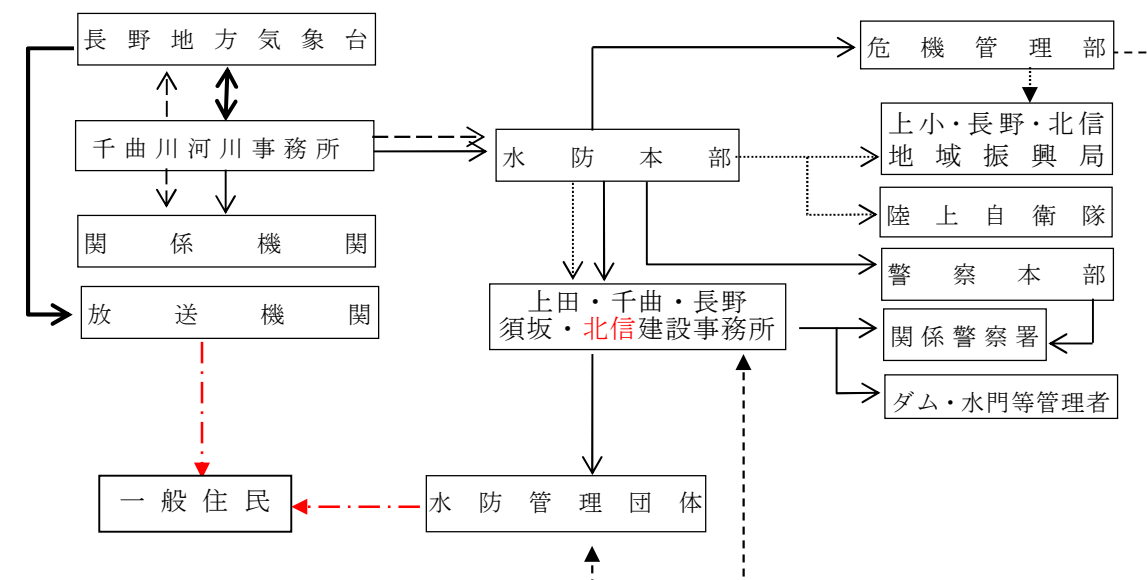
ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。
 は、その他による伝達を示す。

(イ) 千曲川・犀川



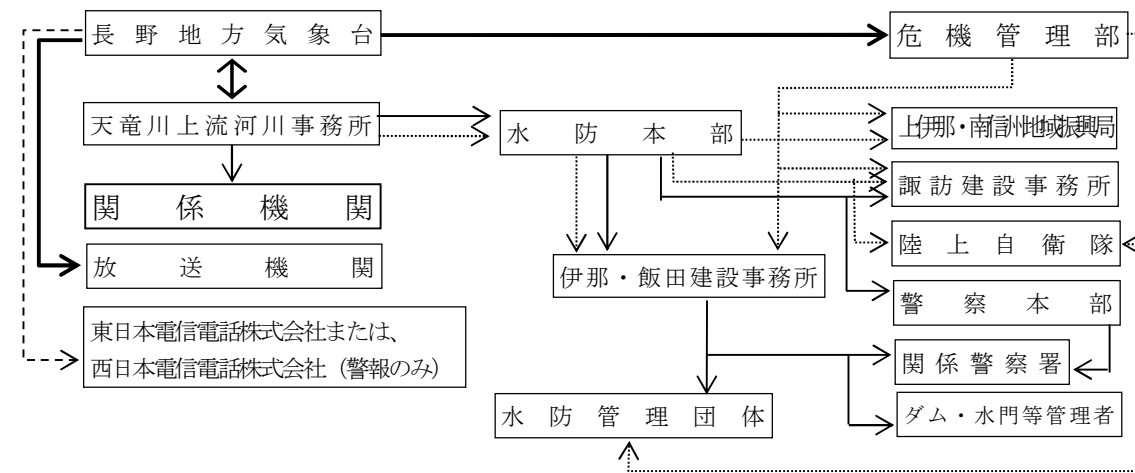
(注) 天竜川の注に同じ

2 水防警報等

(1) 伝達系統

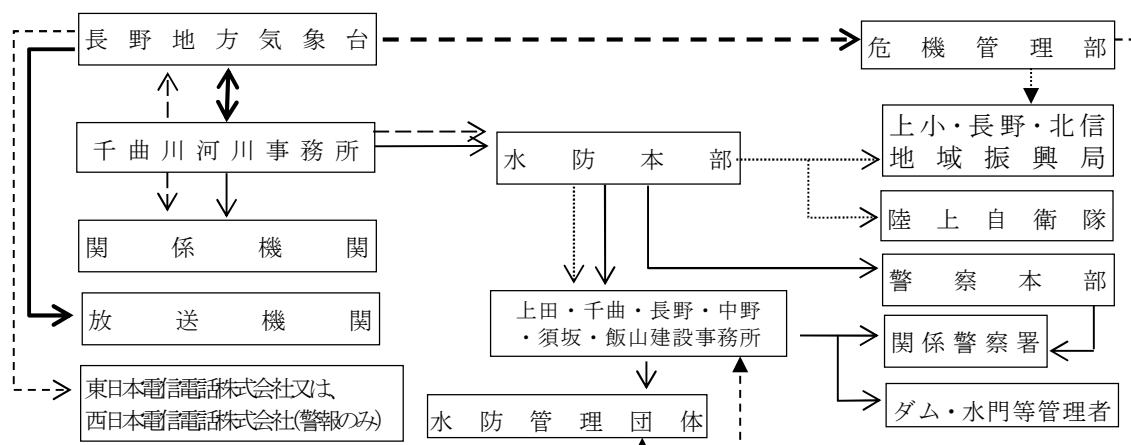
ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



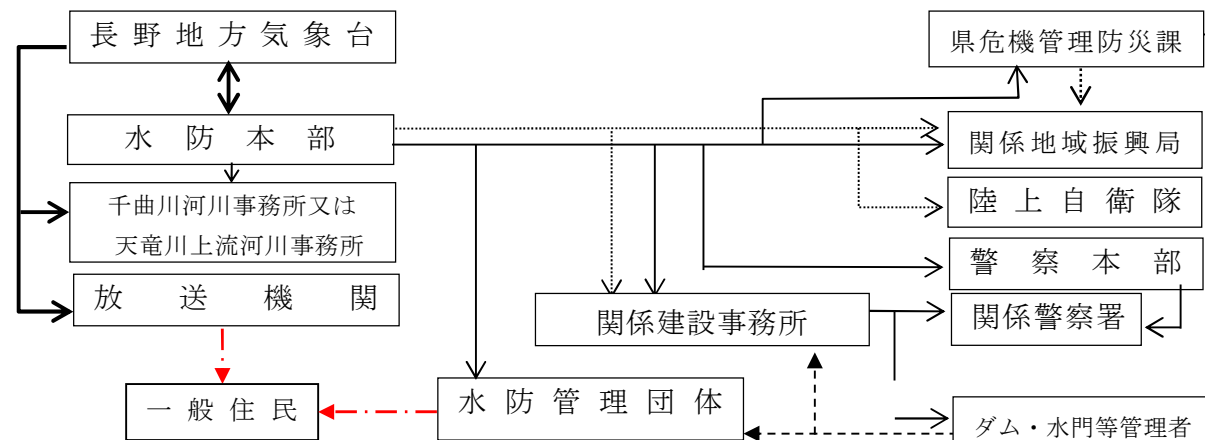
- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 ----- は、オンラインによる伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

(イ) 千曲川・犀川



(注) 天竜川の注に同じ

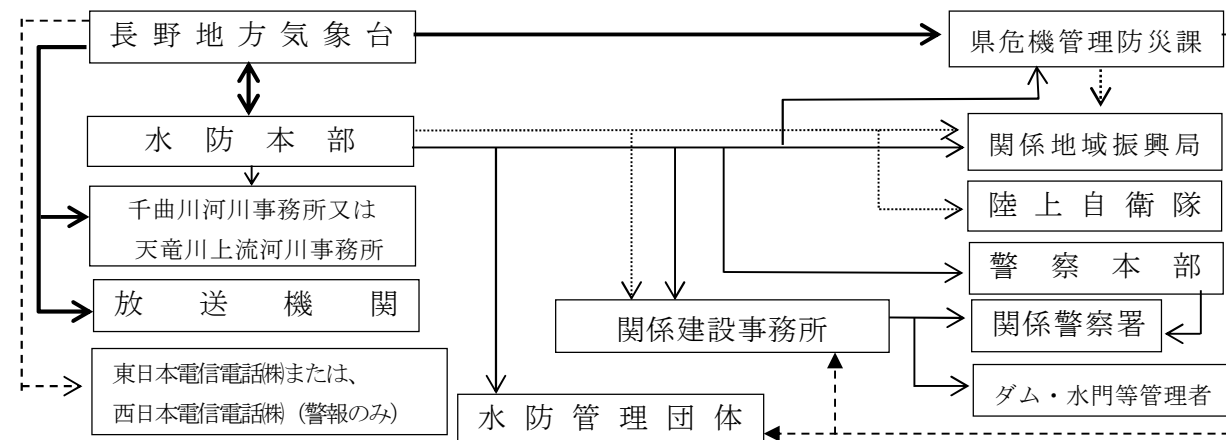
(ウ) 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



(注)—— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 —— は、電子メールによる伝達を示す。
 は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上小地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所
 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所
 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所
 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

(ウ) 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



(注)—— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 —— は、オンラインによる伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上小地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所
 裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所
 奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所
 諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

新

第2節 災害情報の収集・連絡活動

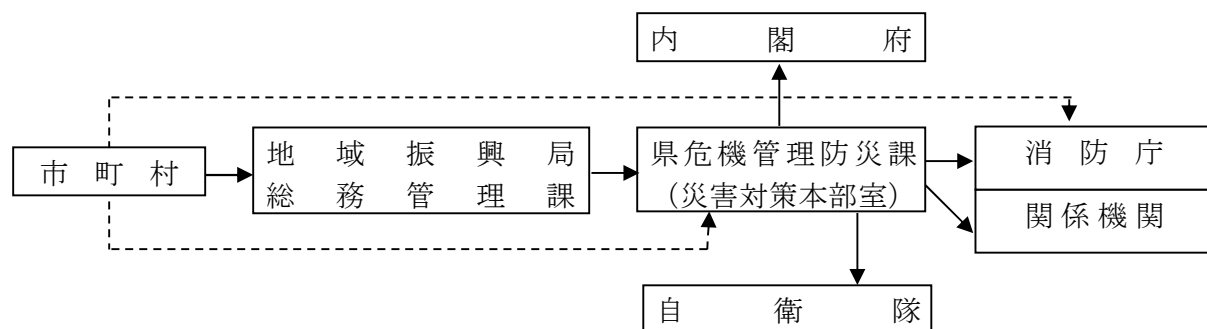
第2 活動の内容

5 通信手段の確保

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況報告
様式2-1号



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

旧

第2節 災害情報の収集・連絡活動

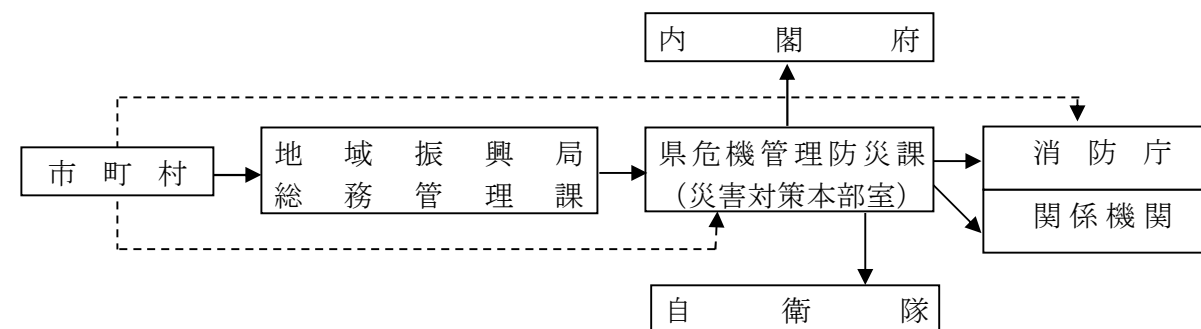
第2 活動の内容

5 通信手段の確保

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）等避難状況報告
様式2-1号



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

新

第3節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

1 【県が実施する対策】(全部局)

(活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ◎南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合 ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ・南海トラフ巨大地震発生時
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処す	右の基準に該当した時から、知事が酒備の必要がないと認めた時	◎県下に震度6弱の地震が発生した時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴

旧

第3節 非常参集職員の活動

第3 活動の内容

1 【県が実施する対策】(全部局)

(活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。	◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル2、火山周辺規制)発表時<レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山周辺危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合(危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火山周辺警報(噴火警戒レベル3、火山規制)発表時<レベル未導入の火山においては火山周辺警報(火山危険)発表時> ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合 ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ◎大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ・南海トラフ巨大地震発生時
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処す	右の基準に該当した時から、知事が酒備の必要がないと認めた時	◎県下に震度6弱の地震が発生した時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴

	る体制をとる。	又は他の体制に移行した時まで	火警報（居住地域嚴重警戒）発表時 ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時		る体制をとる。	又は他の体制に移行した時まで	火警報（居住地域嚴重警戒）発表時 ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時
全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が酒設備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時	全体体制	○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が酒設備の必要がないと認めた時又は他の体制移行した時まで。	○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

(6) 被災市町村への職員派遣

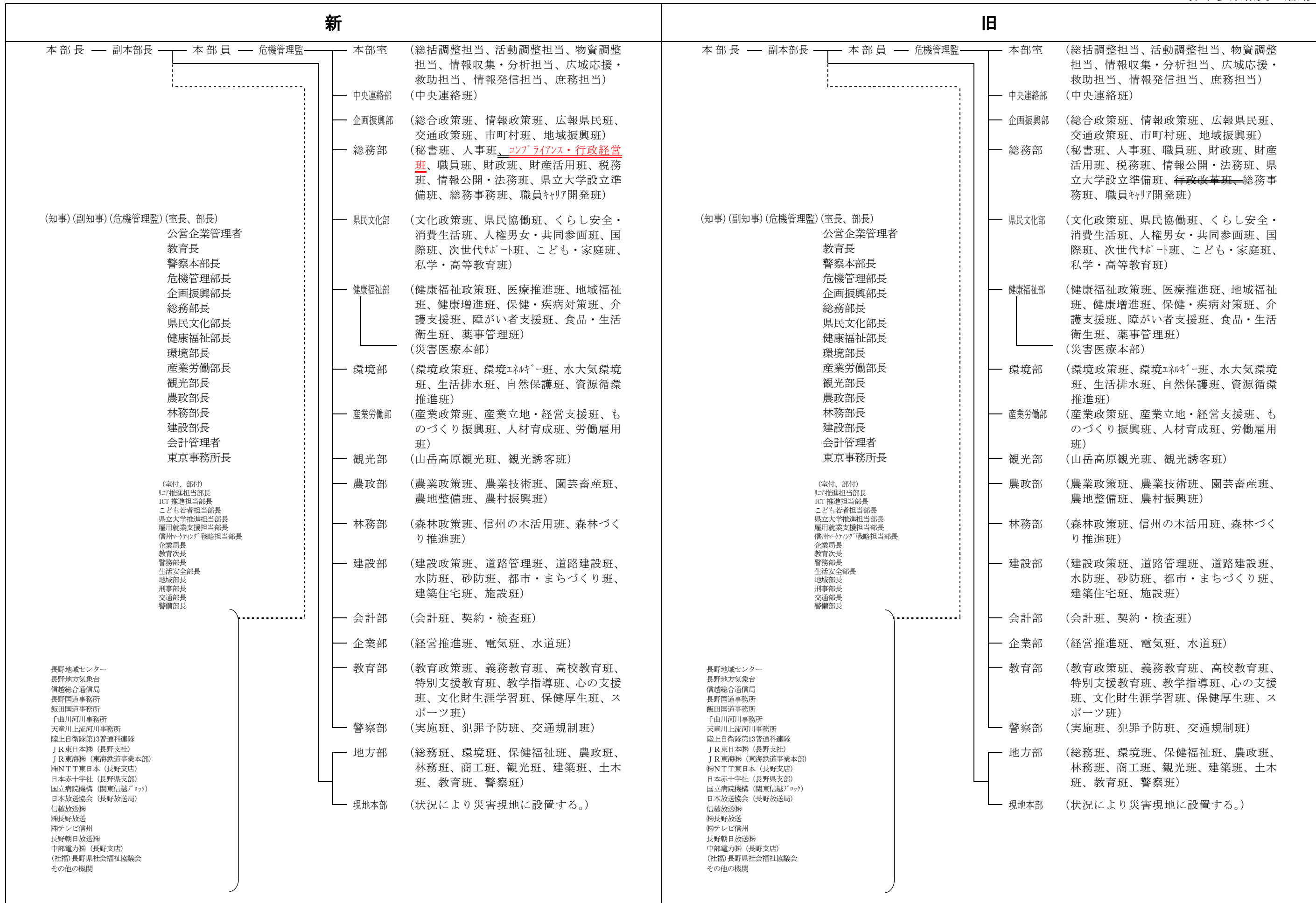
ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

(6) 被災市町村への職員派遣

ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めたときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。



新			旧		
長野県災害対策本部組織及び事務分掌			長野県災害対策本部組織及び事務分掌		
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班 長、リーダー)	分 掌 事 務	室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班 長、リーダー)	分 掌 事 務
本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及 応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する 項を除く。)の可否の決定に関する事 ⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び 難指示(緊急)に関する事 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事 ⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関する事 ⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に 関する事 ⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する 事 ⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関 する事 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録 関する事 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する 事 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関する事 ⑲ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する 事 ⑳ 被災者生活再建支援法に関する事	本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	① 災害対策本部の運営・調整に関する事 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及 応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する 項を除く。)の可否の決定に関する事 ⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び 難指示(緊急)に関する事 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事 ⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関する事 ⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に 関する事 ⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する 事 ⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関 する事 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録 関する事 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関する 事 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関する事 ⑲ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する 事 ⑳ 被災者生活再建支援法に関する事
	活動調整担当 (危機対策幹)	① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事		活動調整担当 (危機対策幹)	① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係る事 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ③ ヘリコプター運航調整会議に関する事
	物資調整担当 (危機管理防災課危機管理 係長) ※物資輸送関係機関を含 む	① 食料品、生活必需品等の輸送に関する事 ② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管 に関する事 ③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する 事 ④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給 整及び幹旋に関する事 ⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援 請に関する事 ⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事 ⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び 握に関する事 ⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供 の要請に関する事 ⑨ 緊急輸送車両に関する事 ⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事 ⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事		物資調整担当 (危機管理防災課危機管理 係長) ※物資輸送関係機関を含 む	① 食料品、生活必需品等の輸送に関する事 ② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管 に関する事 ③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する 事 ④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給 整及び幹旋に関する事 ⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援 請に関する事 ⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事 ⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び 握に関する事 ⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供 の要請に関する事 ⑨ 緊急輸送車両に関する事 ⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事 ⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事
	情報収集・分析担当 (火山防災幹)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管 理に関する事 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及 評価に関する事 ③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する 事 ④ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事 ⑤ 避難状況の取りまとめに関する事 ⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報 収集、整理及び記録に関する事 ⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に する事 ⑧ 防災行政無線に関する事 ⑨ 市町村への情報提供(一斉FAX)に関する事 ⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関す		情報収集・分析担当 (火山防災幹)	① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管 理に関する事 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及 評価に関する事 ③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する 事 ④ 被害情報の総合的な取りまとめに関する事 ⑤ 避難状況の取りまとめに関する事 ⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報 収集、整理及び記録に関する事 ⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に する事 ⑧ 防災行政無線に関する事 ⑨ 市町村への情報提供(一斉FAX)に関する事 ⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関す

		ること。 ⑪ 災害即報の消防庁への報告に関する事 ⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事 ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事 ⑯ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑰ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事 ⑱ 地図情報の総括に関する事			ること。 ⑪ 災害即報の消防庁への報告に関する事 ⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事 ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事 ⑯ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑰ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達に関する事 ⑱ 地図情報の総括に関する事
	広域応援・救助担当 (消防課長)	① 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の可否の決定に関する事 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に関する事		広域応援・救助担当 (消防課長)	① 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ② 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 ③ ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事 ④ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 ⑤ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊への応援要請の可否の決定に関する事 ⑥ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に関する事
	情報発信担当 (広報県民課長)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事 ⑧ プレスリリースに関する事 ⑨ 安否情報の提供に関する事 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事 ⑪ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事 ⑫ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事 ⑬ 災害の記録及び資料の収集に関する事		情報発信担当 (広報県民課長)	① 報道機関への被害状況等に関する公表資料の作成及びその提供に関する事 ② 知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関する事 ③ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する事 ④ 報道機関への緊急報道要請に関する事 ⑤ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ⑥ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 ⑦ ソーシャルメディアを活用した各種情報提供に関する事 ⑧ プレスリリースに関する事 ⑨ 安否情報の提供に関する事 ⑩ 食糧、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に関する事 ⑪ 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に関する事 ⑫ 写真等による情報の収集及び記録対応に関する事 ⑬ 災害の記録及び資料の収集に関する事
	庶務担当 (消防課企画幹)	① 災害対策本部員会議の開催に関する事 ② 災害対策本部員会議議事録作成に関する事 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事 ⑧ 内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関する事 ⑨ 国、他都道府県等からの支援職員の受入調整(他各部の所管に属する事項を除く。)に関する事 ⑩ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関する事 ⑪ 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 ⑫ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事 ⑬ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事 ⑭ 災害対策本部の経理に関する事 ⑮ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事 ⑯ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事 ⑰ 国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事 ⑱ 公用令書による公用負担に関する事 ⑲ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事 ⑳ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事 ㉑ 義援物資受付受入れの周知に関する事 ㉒ 義援物資受領証の発行に関する事 ㉓ 義援物資の公表に関する事 ㉔ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事 ㉕ 国現地対策本部との連絡調整に関する事 ㉖ 国への要望に関する事		庶務担当 (消防課企画幹)	① 災害対策本部員会議の開催に関する事 ② 災害対策本部員会議議事録作成に関する事 ③ 関係機関連絡員室の設置に関する事 ④ 災害対策本部、地方部等の人員調整に関する事 ⑤ 地方部等の運営支援に関する事 ⑥ 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に関する事 ⑦ 本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事 ⑧ 内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に関する事 ⑨ 国、他都道府県等からの支援職員の受入調整(他各部の所管に属する事項を除く。)に関する事 ⑩ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関する事 ⑪ 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 ⑫ 自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に関する事 ⑬ 緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に関する事 ⑭ 災害対策本部の経理に関する事 ⑮ 自衛隊活動経費に係る調整に関する事 ⑯ 他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に関する事 ⑰ 国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に関する事 ⑱ 公用令書による公用負担に関する事 ⑲ 義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に関する事 ⑳ 義援物資の受付受入窓口の開設に関する事 ㉑ 義援物資受付受入れの周知に関する事 ㉒ 義援物資受領証の発行に関する事 ㉓ 義援物資の公表に関する事 ㉔ 被災地の視察、慰問、激励等に関する事 ㉕ 国現地対策本部との連絡調整に関する事 ㉖ 国への要望に関する事

		㉗ 礼状の作成及び送付に関する事。			㉗ 礼状の作成及び送付に関する事。
	NGO・NPO代表等	① 被災地のニーズや支援情報の集約に関する事。 ② 支援者間の連携促進と支援活動の調整に関する事。		NGO・NPO代表等	① 被災地のニーズや支援情報の集約に関する事。 ② 支援者間の連携促進と支援活動の調整に関する事。
企画振興部 部長 企画振興部長 部付	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	企画振興部 部長 企画振興部長 部付	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。		総合政策班 (総合政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。
	情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事。 ② 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。		情報政策班 (情報政策課長)	① 行政情報ネットワークに関する事。 ② 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。
	広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事。		広報県民班 (広報県民課長)	① 部内等の応援に関する事。
	交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事。 ② 松本空港の応急対策に関する事。 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事。		交通政策班 (交通政策課長)	① 松本空港利用者の安全対策に関する事。 ② 松本空港の応急対策に関する事。 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事。
	市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事。		市町村班 (市町村課長)	① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事。 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事。		地域振興班 (地域振興課長)	① 部内等の応援に関する事。
	総務部 部長 総務部長 部付 県立大学設立担当部長	○連絡調整員		① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	総務部 部長 総務部長 部付 県立大学設立担当部長
秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する事。	秘書班 (秘書課長)	① 幹部職員との連絡調整に関する事。		
人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。	人事班 (人事課長)	① 派遣職員の選定等の調整に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。		
コンプライアンス・行政経営班(コ ンプライアンス・行政経営課長)	① 部内等の応援に関する事。	職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する事。 ② 職員住宅の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事。		
職員班 (職員課長)	① 本部職員の活動支援に関する事。 ② 職員住宅の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事。 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事。	財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関する事。		
財政班 (財政課長)	① 災害経費の予算措置に関する事。	財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する事。 ② 有線電話に関する事。 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関する事。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事。		
財産活用班 (財産活用課長)	① 県庁舎の応急対策等に関する事。 ② 有線電話に関する事。 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関する事。 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事。	税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に 関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。		
税務班 (税務課長)	① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に 関すること。 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する事。		
情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	① 部内等の応援に関する事。	県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長)	① 県短期大学の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。		
県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長)	① 県短期大学の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	行政改革班 (行政改革課長)	① 部内等の応援に関する事。		
行政改革班 (行政改革課長)	① 部内等の応援に関する事。	総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事。		
総務事務班 (総務事務課長)	① 部内等の応援に関する事。	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長)	① 部内等の応援に関する事。		
職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長)	① 部内等の応援に関する事。	県民文化部 部長 県民文化部	○連絡調整員		
県民文化部 部長 県民文化部	○連絡調整員	文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事。		
文化政策班 (文化政策課長)	① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事。	県民協働班 (県民協働課長)	① 部内等の応援に関する事。		
県民協働班 (県民協働課長)	① 部内等の応援に関する事。	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課 長)	① 食料・生活物資の調達に関する事。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事。		
くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課 長)	① 食料・生活物資の調達に関する事。 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事。	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。		
人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	① 所管施設の応急対策に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	国際班 (国際課長)	① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事。 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事。		
国際班 (国際課長)	① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事。 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事。	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する事。		
次世代サポート班 (次世代サポート課長)	① 部内等の応援に関する事。	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に 関すること。		
こども・家庭班	① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。				

	(こども・家庭課長)	② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の ④ 部内等の応援に関する事。				③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の ④ 部内等の応援に関する事。	
	私学・高等教育班 (私学・高等教育課長)	① 私立学校の応急対策等に関する事。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供 ④ 部内等の応援に関する事。				① 私立学校の応急対策等に関する事。 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事。 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供 ④ 部内等の応援に関する事。	
健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。				① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する 事。				① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する 事。	
	医療推進班 (医療推進課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事。 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ⑤ 医療救護所の設置に関する事。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ⑦ 保健師等の派遣に関する事。 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する 事。 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事。 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。				① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事。 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ⑤ 医療救護所の設置に関する事。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ⑦ 保健師等の派遣に関する事。 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する 事。 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事。 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。	
	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事。 ② ボランティアの受入等に関する事。 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管す る社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する 事。				① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事。 ② ボランティアの受入等に関する事。 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管す る社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する 事。	
	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事。 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事。				① 管理栄養士の派遣に関する事。 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事。	
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。 ② 歯科医師の派遣に関する事。 ③ 心のケア対策に関する事。 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助 言に関する事。 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事。				① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。 ② 歯科医師の派遣に関する事。 ③ 心のケア対策に関する事。 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助 言に関する事。 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事。	
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事。				① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事。	
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関 する事。				① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関 する事。	
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。				① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。	
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事。 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事。 ④ 薬剤師班の派遣に関する事。				① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事。 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事。 ④ 薬剤師班の派遣に関する事。	
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助 救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防 活動」の実施に係る事。				① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助 救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防 活動」の実施に係る事。	
	環境部 〔部長 環境部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。				① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		環境政策班 (環境政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。				① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。

	(環境政策課長)	② 部内の連絡調整に関する事	
	環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	① 部内等の応援に関する事	
	水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。 ② 応急給水の要請に関する事。 ③ 水道応急復旧の要請に関する事。 ④ 大気汚染に関する事。	
	生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。	
	自然保護班 (自然保護課長)	① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。	
	産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。
		産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
		ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。
産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	人材育成班 (人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	
	労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。 ② 被災者等からの労働相談に関する事。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。	
観光部 部長 観光部長 部付 信州マージング戦略担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事。	
	観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事。	
農政部 部長 農政部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	農業政策班 (農業政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 公用令書による公用負担に関する事。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事。	
	農業技術班 (農業技術課長)	① 主要食糧の調達に関する事。 ② 農作物の応急対策等に関する事。	
	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	① 園芸特産関係の応急対策等に関する事。 ② 畜産関係の応急対策等に関する事。	
	農地整備班 (農地整備課長)	① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事。	
	農村振興班 (農村振興課長)	① 部内等の応援に関する事。	
	林務部	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
		環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	① 部内等の応援に関する事。
		水大気環境班 (水大気環境課長)	① 公共用水域等の水質汚濁に関する事。 ② 応急給水の要請に関する事。 ③ 水道応急復旧の要請に関する事。 ④ 大気汚染に関する事。
		生活排水班 (生活排水課長)	① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事。
産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	産業政策班 (産業政策課長)	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。	
	産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	
	ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。	
	人材育成班 (人材育成課長)	① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。	
	労働雇用班 (労働雇用課長)	① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。 ② 被災者等からの労働相談に関する事。 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ④ 部内等の応援に関する事。	
	観光部 部長 観光部長 部付 信州マージング戦略担当部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事。 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事。
		観光誘客班 (観光誘客課長)	① 部内等の応援に関する事。
	農政部 部長 農政部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
農業政策班 (農業政策課長)		① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 部内の連絡調整に関する事。 ③ 公用令書による公用負担に関する事。 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事。 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事。 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事。 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事。 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事。 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事。 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事。	
農業技術班 (農業技術課長)		① 主要食糧の調達に関する事。 ② 農作物の応急対策等に関する事。	
園芸畜産班 (園芸畜産課長)		① 園芸特産関係の応急対策等に関する事。 ② 畜産関係の応急対策等に関する事。	
農地整備班 (農地整備課長)		① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事。	
農村振興班 (農村振興課長)		① 部内等の応援に関する事。	
林務部		○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。

林務部 部長 林務部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	部長 林務部長		② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事		森林政策班 (森林政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事		信州の木活用班 (信州の木活用課長)	① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事		森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事
建設部 部長 建設部長 部付 リエ整備推進局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	建設部 部長 建設部長 部付 リエ整備推進局長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事		建設政策班 (建設政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事
	道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		道路管理班 (道路管理課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事
	道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事		道路建設班 (道路建設課長)	① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事
	水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事		水防班 (河川課長)	① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事
	砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		砂防班 (砂防課長)	① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事		都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事
	建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事		建築住宅班 (建築住宅課長)	① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事
	施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事		施設班 (施設課長)	① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事
	リエ整備推進班	① 部内等の応援に関する事		リエ整備推進班	① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事

会計部 〔部長 会計管理者〕	○連絡調整員	② 水防活動の応援に関する事。① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	会計部 〔部長 会計管理者〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 応急対策経費の出納に関する事。④ 災害時の出納の処理方法に関する事。⑤ 災害救助基金の出納に関する事。⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事。		会計班 (会計課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 応急対策経費の出納に関する事。④ 災害時の出納の処理方法に関する事。⑤ 災害救助基金の出納に関する事。⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事。	
	契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。② 部内等の応援に関する事。		契約・検査班 (契約・検査課長)	① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。② 部内等の応援に関する事。	
企業部 〔部長 公営企業管理者 部付 企業局長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	企業部 〔部長 公営企業管理者 部付 企業局長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事。		経営推進班 (経営推進課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事。	
	電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事。		電気班 (電気事業課長)	① 企業局発電施設の応急対策等に関する事。	
	水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事。② 給水区域の飲料水供給およびそれ以外の区域への応援に関する事。		水道班 (水道事業課長)	① 県営水道施設の応急対策等に関する事。② 飲料水供給の応援に関する事。	
教育部 〔部長 教育長 部付 教育次長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	教育部 〔部長 教育長 部付 教育次長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事。⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事。⑥ 教職員の派遣に関する事。⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事。⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事。		教育政策班 (教育政策課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。② 部内の連絡調整に関する事。③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事。⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事。⑥ 教職員の派遣に関する事。⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事。⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事。	
	義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。⑤ 授業継続のための措置に関する事。⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。		義務教育班 (義務教育課長)	① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。⑤ 授業継続のための措置に関する事。⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。	
	高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 公立高等学校の応急対策に関する事。④ 生徒の保護者への引渡しに関する事。⑤ 授業継続のための措置に関する事。⑥ 避難生徒の応急教育に関する事。⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。		高校教育班 (高校教育課長)	① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 公立高等学校の応急対策に関する事。④ 生徒の保護者への引渡しに関する事。⑤ 授業継続のための措置に関する事。⑥ 避難生徒の応急教育に関する事。⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。	
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 特別支援学校の応急対策に関する事。④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。⑤ 住民等の避難収容活動に関する事。⑥ 授業継続のための措置に関する事。⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。		特別支援教育班 (特別支援教育課長)	① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。③ 特別支援学校の応急対策に関する事。④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。⑤ 住民等の避難収容活動に関する事。⑥ 授業継続のための措置に関する事。⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。	
	教学指導班 (教学指導課長)	① 総合教育センターの応急対策等に関する事。② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。		教学指導班 (教学指導課長)	① 総合教育センターの応急対策等に関する事。② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。	
	心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事。		心の支援班 (心の支援課長)	① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事。	
	文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事。② 文化財の応急対策に関する事。③ 部内等の応援に関する事。		文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	① 社会教育施設等の応急対策等に関する事。② 文化財の応急対策に関する事。③ 部内等の応援に関する事。	
	保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事。② 学校給食の確保に関する事。		保健厚生班 (保健厚生課長)	① 学校保健及び学校安全対策に関する事。② 学校給食の確保に関する事。③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。	
					スポーツ班	① 体育施設の応急対策等に関する事。

		③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	① 体育施設の応急対策等に関する事。 ② 部内等の応援に関する事。
警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
	実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長)	① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。
	交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。

	(スポーツ課長)	② 部内等の応援に関する事。
警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
	実施班 (警備第二課長)	① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。
	犯罪予防班 (生活安全企画課長)	① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。
	交通規制班 (交通規制課長)	① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	①各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
--	--

議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	①各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
--	--

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 地域振興局副局長 県税事務所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 地域振興局副局長 県税事務所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者	総務班	① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。
	観光班	① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建築班	① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。
	土木班	① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く）
	教育班	① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

現地本部 (現地本部長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員]	同 左 (同 左)	① そのつど本部長が定める。

現地本部 (現地本部長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員]	同 左 (同 左)	① そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする

新	旧
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な<u>災害応急対策</u>が実施できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請</p> <p>知事は、市町村において実施する<u>災害応急対策</u>等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする<u>災害応急対策</u>等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p><u>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害<u>応急措置</u>が実施できる体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請</p> <p>知事は、市町村において実施する災害<u>応急措置</u>等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害<u>応急措置</u>等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p>

新

第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市町村長は県知事に対し、災害派遣の要請を
するよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

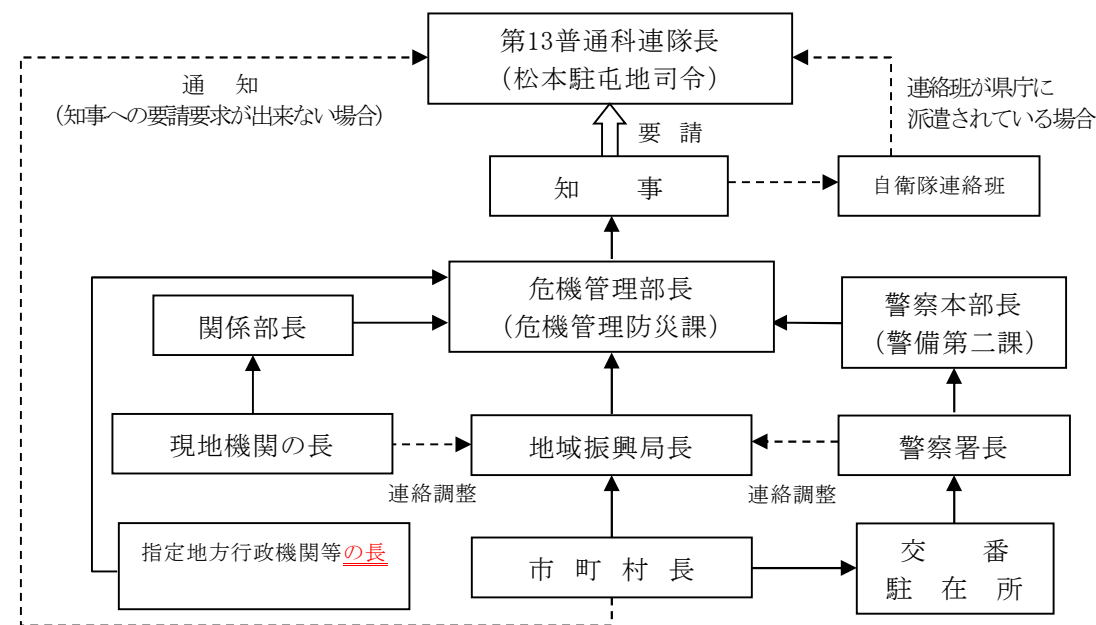
災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(全部局)

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の系統は、次表のとおりである。



要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外

旧

第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

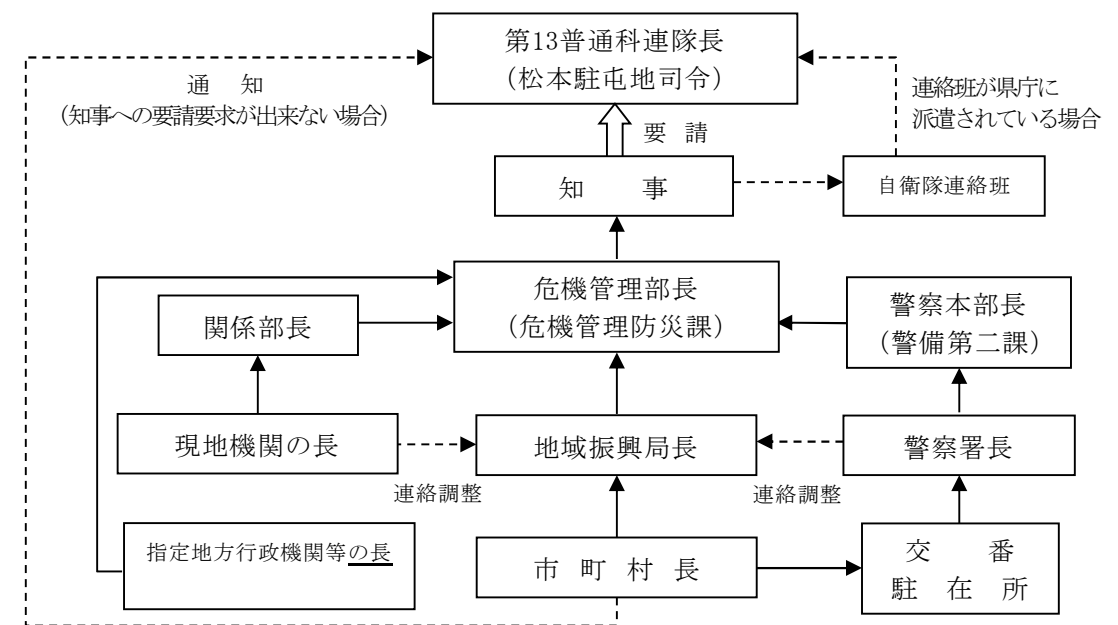
災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(全部局)

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の系統は、次表のとおりである。



要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外

第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535- <u>61</u> FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535- <u>62</u>
--	---

第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76
--	---

2 派遣部隊との連絡調整

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

2 派遣部隊との連絡調整

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

新	旧
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ス) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、<u>日本薬剤師会</u>、<u>日本看護協会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院<u>佐久医療センター</u>又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ス) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【道路管理者による措置命令等】</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>3 緊急交通路確保のための応急復旧</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>また、応急復旧に当たっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 緊急交通路確保のための交通規制等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【道路管理者による措置命令等】</p> <p>道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>3 緊急交通路確保のための応急復旧</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>また、応急復旧に当たっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p>

新

旧

第12節 避難受入及び情報提供活動

第12節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

第3 活動の内容

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

(2) 実施計画

(2) 実施計画

ア 実施機関

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	市町村長	〃	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、受入れ	市町村長		

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	市町村長	〃	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、受入れ	市町村長		

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示（緊急）、避難勧告

a 避難指示（緊急）、避難勧告

(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（~~はん~~濫警戒情報、~~はん~~濫危険情報、~~はん~~濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

(f) 河川が~~はん~~注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域

b 避難準備・高齢者等避難開始

b 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

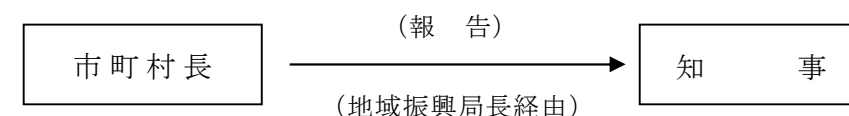
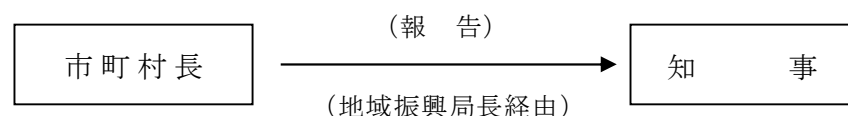
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（~~はん~~注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）

c 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

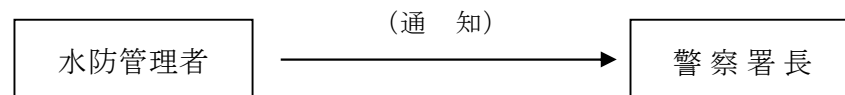
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の~~はん~~氾により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



カ 住民への周知

(オ) 県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方国きょう団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線（個別受信機を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

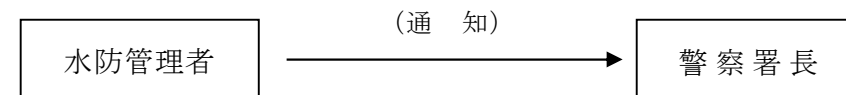
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の~~はん~~氾により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



カ 住民への周知

(オ) 県及び市町村は、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p>a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>b 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。</p> <p>c 給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。</p> <p>d 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。</p> <p>e ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p> <p>f 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。</p> <p><u>g 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。</u></p> <p><u>h 給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。</u></p> <p><u>(a) 被災状況、断水状況、復旧見通し等を市町村へ連絡をする等情報共有を図る。</u></p> <p><u>(b) 市町村の応急対策方針を踏まえて、市町村と連携して応急給水を行う。</u></p> <p><u>(c) 応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市町村と相互利用する。</u></p> <p><u>(d) 市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p>a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>b 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。</p> <p>c 給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。</p> <p>d 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。</p> <p>e ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p> <p>f 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。c 給与食品(救護食品を含む)の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。d 必要に応じ給与食品(救護食品を含む)の検査を行い、不良食品の排除に努める。e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。f 被害食品の状況に<u>応じ</u>、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。	<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(健康福祉部)</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。c 給与食品(救護食品を含む)の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。d 必要に応じ給与食品(救護食品を含む)の検査を行い、不良食品の排除に努める。e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。f 被災食品の措置をとる。g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

新	旧
<p style="text-align: center;">第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 石綿使用建築物等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を<u>石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て</u>実施し、周辺住民の安全を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">第21節 危険物施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 石綿使用建築物等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2)【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>ア 県企業局が実施する対策</p> <p>(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ災害時応急措置協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から<u>配水を行う。</u></p> <p><u>(エ) 関係する市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2)【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>ア 県企業局が実施する対策</p> <p>(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ災害時応急措置協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置、被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。 (イ) 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村へ報告するものとする。 (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置と被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(農政部)</p> <p>(ア) ため池の決壊時等において、速やかにため池の被害状況等について情報を入手する。 (イ) 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被害が生じた場合は、速やかに県と関係機関へ通報するものとする。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報するものとする。 (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)</p> <p>2 応急教育計画 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会) (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。 c 学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p>	<p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)</p> <p>2 応急教育計画 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会) (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。 c 学校給食の確保 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。</p>

新	旧
<p data-bbox="578 268 1083 310">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p data-bbox="243 367 445 399">第2 主な活動</p> <p data-bbox="296 403 1424 472">被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。</p>	<p data-bbox="1893 268 2398 310">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p data-bbox="1558 367 1760 399">第2 主な活動</p> <p data-bbox="1611 403 2739 472">被災地域における負傷又は放浪飼養状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。 事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、<u>NPO・NGO、企業等</u>についても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、<u>被災地で支援活動を行っているボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</u> 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部) (ア) 市町村、防災関係機関と連携し、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。 (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 <u>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u> イ【市町村が実施する対策】 (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。 (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行うものとする。 <u>(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u> (エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するものとする。 エ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】 <u>(ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。</u> <u>(イ) 県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有</u></p>	<p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。 事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。 2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(健康福祉部) (ア) 市町村、防災関係機関を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。 (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 イ【市町村が実施する対策】 (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。 (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行うものとする。 (ウ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するものとする。</p>

の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

オ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）及び市町村が実施する対策】

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行うものとする。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(2) 実施計画

ア【県（健康福祉部）及び市町村が実施する対策】

必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、~~被災者ニーズ等の情報提供~~及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行うものとする。

新	旧
<p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">第39節 NPO・NGO等との連携</p> <p>第1 基本方針 大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されることである。 そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。 2 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間団体からの支援の結集と活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。 (2) 実施計画 <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部・県民文化部・健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。 (イ) 官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。 (ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。 <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努めるものとする。 (イ) 官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行うものとする。 (ウ) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。 <p>ウ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。 (イ) 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

エ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

新

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第3 活動の内容

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

旧

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第3 活動の内容

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の~~作成を行う。~~